

第3期

湧別町子ども・子育て

支援事業計画

【計画期間 令和7年度～令和11年度】

湧別町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
5 SDGsとの関連	8
第2章 こどもと子育てを取り巻く環境	9
1 少子化の現状	9
2 認定こども園・保育所等の状況等	10
3 教育認定児童（幼稚園）の状況等	14
4 小学校・中学校、義務教育学校の状況	16
5 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
6 母子保健事業の状況	21
第3章 第2期計画の取り組みと評価	22
第4章 計画の基本理念・基本目標	30
1 計画の基本理念	30
2 国が定める計画の内容に関する事項	31
3 計画の基本目標	34
4 目標達成に向けた基本的な方針	35
5 他の計画で進行管理を行う関連施策	51
第5章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容	53
1 教育・保育区域の設定と需給計画	53
2 教育・保育施設の需要量及び確保方策	54
第6章 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容	56
1 利用者支援に関する事業	56
2 時間外保育事業事業	57
3 放課後児童健全育成事業	58

第3期（決定）

4 乳子育て短期支援事業.....	58
5 乳児家庭全戸訪問事業.....	59
6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に 対する支援に資する事業.....	59
7 地域子育て支援拠点事業.....	60
8 一時預かり事業.....	61
9 病児保育事業.....	62
10 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）.....	62
11 妊婦に対して健康診査を実施する事業.....	63
12 産後ケア事業.....	63
13 乳児等通園支援事業.....	64
14 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	64
15 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	64
第7章 教育・保育施設等について.....	65
1 教育・保育施設等の整備について.....	65
2 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	65
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	66
第8章 計画の推進.....	67
1 計画の推進体制.....	67
2 計画の点検・評価・改善.....	67
資料編	
1 湧別町保健医療福祉協議会設置条例.....	68
2 湧別町保健医療福祉協議会子育て部会名簿.....	70
3 計画策定経過.....	70

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところですが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）が制定された他、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、平成28年4月及び令和元年10月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設されました。

法においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、湧別町では平成27年3月に第1期、令和2年3月に令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

この計画は、第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行ったうえで、教育・保育の提供区域毎の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を策定することとします。

令和5年4月1日、こども基本法が施行され、国は、同法の規定に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱を一元的に定めるこども大綱を制定しました。

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画は次世代育成支援対策推進法で定める次世代育成支援対策の実施に関する計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律で定める「子どもの貧困対策についての計画」を含めて策定されていましたことから、第3期計画では、国のことども大綱と同様に少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく施策・計画を策定するとともに、次世代育成支援対策の実施に関する計画を含め「子ども・子育て支援事業計画」と一体的なものとして策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」、少子化社会対策基本法第4条に規定する「当該地域の状況に応じた施策」、若者育成支援推進法第4条に規定する「その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」を一体的に策定するもので、「第3期湧別町総合計画（令和4年度～令和13年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における子ども・子育て支援施策の実施計画として位置づけられるものです。

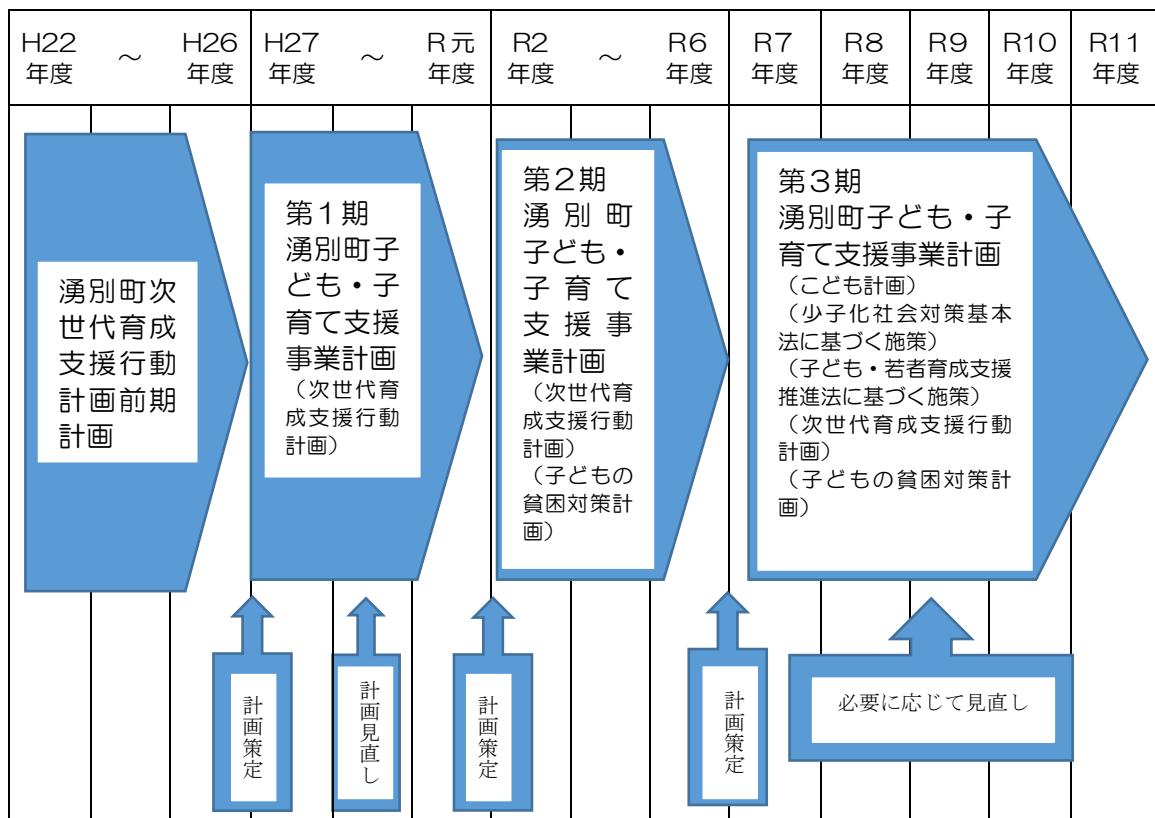
	根拠法	性格特徴
湧別町 子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子 育て支援法	教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。 子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
湧別町 こども計画	こども基本 法	全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること、適切に養育され、その生活を保障され、愛され保護され、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障され、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、子どもの養育について家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うこと、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようすること、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することを踏まえて、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項を定める。
当該地域の状況 に応じた施策	少子化社会 対策基本法	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立つこと、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つこと

第3期（決定）

		とができるよう配慮し当該地域の状況に応じた施策を定める。
その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項、子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項、子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項等について定める。
湧別町子どもの貧困対策計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困率等の改善に向けた施策、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項等について定める。
湧別町次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施について定める。

3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年とし、令和7年度から令和11年度までとします。なお、状況の変化により必要に応じ見直しを行うこととします。



4 計画の策定体制

（1）合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条の規定により「合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）」を設置し、その合議制の機関の意見を聴取して策定することとなっています。湧別町では、湧別町保健医療福祉協議会設置条例に基づく「湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）」を「合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）」として位置付けています。

「第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画」の策定は、協議会に諮問し、協議会の「子育て部会」で、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

（2）パブリックコメント（意見募集）の実施

本計画の策定において、パブリックコメント（意見募集）を実施し、広く町民の意見を反映させるよう努めました。

（3）就学前児童の保護者、小学生の保護者アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

調査は、以下の方法により実施しました。

●調査地域：湧別町全域

●調査対象者：湧別町内在住の就学前のこどもを持つ保護者（就学前児童調査）

湧別町内在住の小学1～2年生のこどもを持つ保護者（小学生児童調査）

就学前児童194人、小学生137人

●調査期間：令和6年7月～令和6年8月

●調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

各認定こども園、保育所で配布・回収

各小学校、義務教育学校で配布・回収

郵送、認定こども園・保育所・小学校・義務教育学校で配布、電子申請フォームによる回答

第3期（決定）

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	194人	109人	56%
小学生児童	137人	81人	59%
合計	331人	190人	57%

（4）こどもの意見聴取、小学生、中学生、義務教育学校生徒へのアンケートの実施
本計画にこどもの意見を反映するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

調査は、以下の方法により実施しました。

●調査地域：湧別町全域

●調査対象者

- ・湧別町内在住の小学校・義務教育学校4～6年生 160人
- ・湧別町内在住の中学校1～3年生、義務教育学校7～9年生 133人
- ・湧別町内在住の高校1～3年生年代 173人

●調査期間：令和6年11月1日～令和6年11月22日

●調査方法：

- ・各小学校、義務教育学校で配布・電子申請フォームによる回答
- ・各中学校、義務教育学校で配布・電子申請フォームによる回答
- ・高校生年代は郵送、電子申請フォームによる回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
小学校・義務教育学校 4～6年生	160人	60人	37.5%
中学校1～3年生 義務教育学校7～8年生	133人	17人	12.8%
高校生年代	173人	53人	30.6%
合計	466人	130人	27.9%

5 SDGsとの関連

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた国際社会全体の目標で、令和12年（2030年）を期限とする17の目標（ゴール）と169の具体的な目標（ターゲット）から構成されています。

本町においても、第3期湧別町総合計画の各施策分野とSDGsの17の目標（ゴール）を関連づけ、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

本計画においても、SDGsの視点を取り入れた各種施策の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 こどもと子育てを取り巻く状況

1 少子化の現状

（1）人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、令和6年3月31日現在、住民基本台帳によると7,896人となっています。

人口は、旧上湧別町は昭和30年がピークで11,354人、旧湧別町は昭和25年がピークで14,747人でありましたが、その後は若年層の都市への流出などによりほぼ一定の割合で減少となっており、両町の合併時の平成21年10月の人口は10,276人となっています。平成21年の合併時との比較では、2,380人の減少となっています。

また、国勢調査における年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、0～14歳の年少人口は減少しています。

■人口および年齢3区分別人口の推移（資料：国勢調査）(人)

区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口（人）	12,042	11,423	10,758	10,041	9,236	8,270
年少人口 (14歳以下)	1,970	1,679	1,464	1,226	965	781
生産年齢人口 (15歳～64歳)	7,372	6,748	6,115	5,582	4,961	4,243
老人人口 (65歳以上)	2,700	2,996	3,179	3,233	3,305	3,246

■人口の推移（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在）(人)

区分	H12	H17	H21	H23	H25	H30	R6
総数（人）	11,650	10,979	10,217	9,873	9,620	8,721	7,896
男（人）	5,545	5,222	4,882	4,718	4,557	4,151	3,800
女（人）	6,105	5,757	5,335	5,155	5,063	4,570	4,096

第3期（決定）

（2）出生の動向

本町の出生数は、人口の減少に伴って年々減少する傾向にあります。

■出生の動向（資料：住民基本台帳 各年度4月～3月）

（人）

区分	H7	H12	H15	H18	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出生数	103	96	84	71	60	57	59	53	52	52	44
区分	R1	R2	R3	R4	R5						
出生数	36	45	49	36	35						

（3）世帯数の推移

本町の世帯数をみると、令和6年3月31日現在、住民基本台帳によると3,995世帯となっています。国勢調査でも世帯数は減少しています。

■世帯数と一世帯当たり人員の推移（資料：国勢調査）

（世帯）

区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2
核家族世帯数	2,370	2,336	2,315	2,249	2,131	1,934
三世代世帯数	546	473	351	371	286	216
その他の世帯数	1,167	1,259	1,449	1,390	1,444	1,542
合計	4,083	4,068	4,115	4,010	3,861	3,692

2 認定こども園・保育所等の状況等

（1）就学前児童数の推移

就学前児童数については、出生数の減少に伴って年々減少傾向にあります。

■就学前児童数と保育所入所児童数の推移

（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在）

（人）

区分	H21	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	10,217	9,104	8,939	8,721	8,543	8,414	8,214	8,034	7,896
就学前人口	455	321	329	311	290	290	293	290	253
入所児童数	242	177	190	193	185	189	182	226	205

※入所児童数のR3までは町立保育所入所児童数。R4以降は町内外の認定こども園、

保育所の在籍児童数。

第3期（決定）

（2）行政区、学齢ごとの就学前児童数の推移

本町の学齢ごとの児童数は250人程度となっており、上湧別学園校区の児童数が最も多くなっています。

■未就学児の状況 令和6年12月現在

(人)

義務教育 学校校区	行政区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
		R5.4.2～ R6.4.1生	R4.4.2～ R5.4.1生	R3.4.2～ R4.4.1生	R2.4.2～ R3.4.1生	H31.4.2～ R2.4.1生	H30.4.2～ H31.4.1生	H29.4.2～ H30.4.1生
上湧別 学園校区	屯田市街地	2	6	2	2	5	5	3
	四の三	0	1	0	2	0	0	1
	四の二	1	2	0	1	0	0	1
	四の一	1	0	0	1	2	0	0
	札富美	1	0	1	0	0	3	0
	開盛	1	1	1	1	2	2	3
	富美	0	0	2	1	1	1	0
	上富美	2	0	0	0	0	0	0
	旭	0	0	1	1	0	1	1
	五の三	1	0	3	1	0	0	2
	中湧別東町	4	2	1	3	2	1	1
	中湧別北町	4	0	1	5	6	4	4
	中湧別中町	1	0	1	0	3	1	1
	中湧別南町	1	5	6	3	3	2	7
	五の一	0	2	1	0	1	1	2
	校区計	19	19	20	21	25	18	26
ゆうべつ 学園校区	港町	1	0	1	0	1	0	1
	曙町	0	1	3	1	2	3	2
	緑町	2	1	4	2	1	1	1
	栄町	4	0	4	3	2	3	2
	錦町	3	1	6	4	3	7	3
	川西	0	2	1	1	0	2	0
	信部内	0	1	0	2	1	0	1
	登栄床	3	4	4	2	4	5	2
	東	1	0	1	1	2	2	4
	校区計	14	8	24	16	16	23	16
芭露 学園校区	芭露	4	3	3	3	6	2	6
	上芭露	0	0	0	1	0	0	1
	西芭露	0	0	0	0	0	0	1
	志撫子	1	0	0	0	0	0	0
	計呂地	1	2	0	2	1	1	1
	校区計	6	5	3	6	7	3	9
合計		39	32	47	43	48	44	51

※令和7年4月より上湧別小学校、中湧別小学校、富美小学校、開盛小学校、

上湧別中学校が廃止され、上湧別学園が設置されるため、校区の区分は義務教育学校校区とした。

第3期（決定）

（2）幼児教育・保育施設利用児童数の推移

町内の幼児教育保育施設は、令和4年4月に上湧別地区の認可保育所2カ所、私立幼稚園1カ所を廃止し、旧中湧別保育所の建物を利用し、公私連携幼保連携型認定こども園みのりを設置しました。同年同月に湧別保育所を保育所型認定こども園として湧別認定こども園に変更しました。令和6年度現在、幼保連携型認定こども園1カ所、保育所型認定こども園1カ所、認可保育所1カ所があり、へき地保育所1ヶ所は児童数の減少により休所しています。認定こども園及び認可保育所においては、施設型給付のほか、延長保育、預かり保育、一時保育などの地域こども子育て支援事業を実施しております。

近年の出生数の減少により在籍児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加、保育料無償化により延長保育の利用者の増加、0歳児（本町においては満6ヶ月児）から2歳児の利用が増える傾向にあります。3歳児未満児の受入は芭露保育所においては4月1日現在の年齢が1歳以上、公私連携幼保連携型認定こども園みのり及び湧別認定こども園は、満6ヶ月以上の児童から幼児教育・保育施設の利用が可能です。

ア 幼児教育・保育施設の児童数

■各保育所の児童数の推移（各年度3月31日現在、R6は11月末日現在）（実：人）

区分	定員	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
芭露保育所	45	15	12	20	20	26	24	26	24	22
湧別保育所 湧別認定こども園	120 105	64	73	70	70	70	67	82	79	78
中湧別保育所	90	65	61	62	62	58	54	廃止	廃止	廃止
上湧別保育所	90	33	44	41	41	35	37	廃止	廃止	廃止
認定こども園みのり	116 105	—	—	—	—	—	—	109	97	92
広域	—	0	0	0	1	5	8	9	5	7
開盛保育所	30	休所								
合計	375	177	190	193	194	194	190	226	205	199

※湧別保育所はR4から湧別認定こども園、湧別保育所の定員120人、

湧別認定こども園の定員105人

※上湧別保育所・中湧別保育所はR4から廃止

※認定こども園みのりはR4から設置、定員はR4、R5は116人、R6は105人

※R4以降は教育認定を含む児童数

第3期（決定）

イ 未満児保育の児童数

■幼児教育・保育施設の未満児保育の推移

（各年度3月31日現在、R6は11月末日現在）

（実：人）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
芭露保育所（1～2歳児）	4	6	7	9	6	10	6	6
湧別保育所（0～2歳児） 湧別認定こども園（〃）	21	13	14	25	24	22	23	20
中湧別保育所（0～2歳児）	21	20	21	19	20	—	—	—
上湧別保育所（1～2歳児）	11	13	11	8	11	—	—	—
認定こども園みのり（0～2歳児）	—	—	—	—	—	31	29	32
広域（0～2歳児）	0	0	1	2	2	2	1	3
合計	57	52	54	63	63	65	59	61

※湧別保育所はR4から湧別認定こども園

※上湧別保育所・中湧別保育所はR4から廃止

※認定こども園みのりはR4から設置

■年齢別未満児保育の推移（各年度3月31日現在、R6は11月末日現在）（実：人）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児	5	9	6	6	8	10	6	7
1歳児	18	17	22	22	25	23	26	18
2歳児	34	26	26	35	30	32	27	36
合計	57	52	54	63	63	65	59	61

ウ 預かり保育の児童数

■幼児教育・保育施設の預かり（延長）保育実績（対象者）の推移

（各年度3月31日現在、R6は11月末日現在）

（実：人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
芭露保育所	10	10	13	19	21	7	7	7	7	3
湧別保育所 湧別認定こども園	33	32	29	39	43	26	25	22	21	15
中湧別保育所	23	30	27	30	41	16	12	—	—	—
上湧別保育所	21	18	23	22	20	17	14	—	—	—
認定こども園みのり	—	—	—	—	—	—	—	34	29	21
合計	88	90	92	110	125	66	58	63	57	39

※R2以降は保育短時間認定児童数を以て預かり（延長）保育利用者とする。

R4年度以降、延長保育は保育短時間認定児童のみとなっているため、保育短時間認定、標準時間認定の区分が明確となっているR2年度以降は、保育短時間認定児童数を以て対象者とする。

第3期（決定）

工 一時保育（一時預かり）の利用児童数

■幼児教育・保育施設の一時保育の推移

（延べ：人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
芭露保育所	—	—	—	—	—	—	—	0	36
湧別保育所 湧別認定こども園	219	254	199	104	70	150	274	224	554
中湧別保育所	68	72	54	183	234	307	43	—	—
認定こども園みのり	—	—	—	—	—	—	—	94	221
合計	287	326	253	287	304	457	317	318	811

※R4年度から芭露保育所で一時保育を実施。

※認定こども園みのりは、非在園児と教育認定の長期休業中の預かり保育の利用児童数

3 教育認定児童（幼稚園）の状況等

（1）幼稚園の状況

みのり幼稚園の児童数は、人口の減少に伴って入所児童は、平成21年の合併時との比較では概ね30%程度減少しました。

令和4年3月にみのり幼稚園は廃止され、町内の教育希望児童は、令和4年4月から、公私連携幼保連携型認定こども園みのり、湧別認定こども園、芭露保育所の特別利用保育、町外の幼児教育保育施設を利用することになっています。

■みのり幼稚園と入所児童数の推移（資料：学校基本調査他）

（実：人）

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
みのり幼稚園	48	23	14	18	22	25	33	34	34

（2）教育認定児童の入園状況

（1）で述べたとおり令和4年4月から未就学の教育を希望する児童は、公私連携幼保連携型認定こども園みのり、湧別認定こども園、芭露保育所の特別利用保育を利用することになりました。

第3期（決定）

■教育認定児童の施設別年度末利用児童数の推移 (実：人)

区分	R4	R5	R6
湧別認定こども園	8	7	10
芭露保育所	0	0	2
公私連携幼保連携型認定こども園みのり	18	13	13
認定こども園 遠軽幼稚園	2	0	2
認定こども園こころ	2	0	0
認定こども園 遠軽ひばり幼稚園	1	1	1
合計	31	21	28

※令和6年度は11月末現在

（2）幼児教育の振興施策

保護者の費用負担の軽減と幼児教育の充実を図るため、保護者および関係機関に対して以下の補助を行っています。

施策名	施策の概要
幼稚園運営費補助金	私立幼稚園の健全な運営及び私学教育の振興を図るために幼稚園の運営費に補助を行っています。
幼稚園施設整備費補助金	幼稚園が実施する施設の改修整備を行うために必要な経費に補助を行っています。
湧別町私立認定こども園運営費補助金	私立認定こども園の健全な運営及び地域の子育て家庭に対する支援を図るため、次の事業に対して補助を行っています。対象には保育認定児童も含まれます。 (1) 教材購入費補助事業 (2) 給食費無償化事業 (3) 障がい児保育実施事業 (4) 教育認定子ども送迎バス運行事業 (5) 保育認定子ども送迎バス運行事業 (6) 認定こども園運営事業 (7) 施設等整備事業
湧別町保育体制強化事業補助金	保育士の確保のため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用するため必要な費用に対し補助を行っています。
湧別町認定こども園等副食費給付事業補助金	認定こども園等に在籍する子どもの保護者等の経済的負担を軽減するため、利用保護者等が認定こども園等に支払う食事の提供に要する費用に補助を行っています。

第3期（決定）

給食費の無償化	3歳以上の児童に対して給食を無償で提供しています。 公私連携幼保連携型認定こども園みのりには、学校給食センターから配食される給食を町が無償で提供しています。
---------	---

（3）子育てのための施設等利用給付交付金

令和元年10月1日施行の幼児教育保育無償化により、3歳～5歳児の保育料が無償化になり新たな交付金制度が創設されました。

新制度未移行の幼稚園等の在籍児童の保護者が支払うべき保育料・入園料に対し、月額25,700円を上限に給付費が支払われます。保護者の就労等により預かり保育等を利用する児童には、月額37,000円を上限に給付費が支払われます。

令和6年度現在認定児童数は0人となっています。

4 小学校・中学校、義務教育学校の状況

本町内には、小学校4校及び中学校1校、義務教育学校2校がありますが、小学校・中学校・義務教育学校の児童・生徒数は、人口の減少に伴って年々減少傾向にあります。

令和7年4月には、上湧別地区の4小学校（上湧別、中湧別、富美、開盛）と上湧別中学校が廃止され、義務教育学校の上湧別学園が設置され、町内の小学生年代、中学生年代の児童は、全て義務教育学校に在籍することになっています。

■小学校・中学校児童数の推移（資料：学校基本調査）（実：人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校・義務教育学校前期	439	416	362	341	323	308	293	292	302	309
中学校・義務教育学校後期	238	226	253	240	228	191	174	166	144	131

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

（1）利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたって保護者等からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行っています。

第3期（決定）

■子育て世代包括支援センター相談実績（各年度末）

（延べ：件）

相談内容	R1	R2	R3	R4	R5
母子健康手帳交付	25	51	39	49	28
妊婦相談・指導	29	53	37	45	27
新生児訪問（里帰り含む）	31	48	43	37	39
産婦訪問	28	49	42	36	39
育児相談（計測含む）	37	120	53	33	69
沐浴体験	2	4	3	2	2
不妊治療	1	6	5	14	18
予防接種・健診	6	11	4	5	0
発育・発達相談（健診・相談対応）	2	52	3	18	45
乳幼児健診事前問診	-	57	86	17	15
就学相談	3	13	10	5	22
療育相談	17	30	24	22	29
受診について	8	18	13	8	12
体調確認	4	10	2	9	26
学校生活・学習面	5	7	3	1	5
生活面	7	59	16	11	23
保育所・幼稚園・学校での様子確認	-	9	12	18	21
療育機関との連絡会議	14	12	7	3	12
栄養相談（離乳食含む）		5	6	2	10
不登校相談	1	1	1	2	4
児童相談所の巡回児童相談関係	11	36	16	15	26
児童相談所のケース対応	-	5	1	0	0
虐待相談・対応	2	9	0	2	1
養育支援訪問事業	-	6	2	1	4
その他（転入時面接等）	39	23	11	22	37

※令和元年6月19日開設

（2）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、湧別子育て支援センターの運営を行っています。

地域子育て支援拠点事業では、子育て講座、子育て相談など、親子が気軽に集い、相談や交流ができるようなサポートを行っているだけでなく、子育てサークル立ち上げの相談や支援を行っています。

■子育て支援センター利用者数の推移（各年度末実績）

（延べ：人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
湧別子育て支援センター（栄町）	1,567	3,708	1,741	1,122	1,150	1,022	2,099	1,806	1,329
中湧別子育て支援センター	2,228	2,540	2,154	2,164	1,063	768	-	-	-

※中湧別子育て支援センターは、中湧別保育所を公私連携幼保連携型認定こども園とするため、令和2年12月をもって廃止されました。

第3期（決定）

（3）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育への支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言、家事・育児援助等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を開催し、支援のための連携強化に取り組んでいます。

■支援した家庭の数（会議回数）（各年度実績）（実：家庭、延べ：回）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実績（家庭）	0	2	2	1	2
会議回数	0	3	1	1	1

（4）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童センターは、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設（他に屋外型の児童遊園あり）であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に設置されています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童センター内において、保護者が労働等により専門家庭にいない小学生に放課後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を目的に実施しています。

ア 児童センター事業

児童の健全な遊びと体力の増進を集団的又は個別的な指導により行うとともに、地域の児童福祉を目的とした組織の育成支援その他児童の健全育成を目的として、湧別児童センター、なかよし児童センターの2か所で実施しています。

■児童センター利用児童数の推移（各年度実績）（延べ：人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
湧別児童センター（栄町）	9,218	9,029	7,996	8,107	6,833	5,521	7,325	5,821	7,916
なかよし児童センター（中湧別中町）	9,779	10,156	8,884	9,171	10,001	10,381	10,226	10,034	9,961

第3期（決定）

イ 放課後児童クラブ事業

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学生・義務教育学校前期課程児童に適切な遊びと生活の場を提供しその健全な育成を図る事業として、町内の小学校・義務教育学校に通学する1年生から6年生までの児童を対象に、湧別児童センター、なかよし児童センターの2か所で実施しています。

■児童クラブの定員総数、利用児童数の推移（各年度実績）

（延べ：人）

区分	定員	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
湧別放課後児童クラブ（栄町）	40	4,173	4,965	4,201	3,657	1,615	1,426	5,112	5,821	5,850
上湧別放課後児童クラブ（中湧別中町）	40	3,770	5,029	4,508	5,461	6,130	6,492	6,665	5,898	5,863

ウ 子どもの居場所づくり事業

児童が地域において安心で安全な遊びと生活ができる場所を提供し、その健全な育成を図る事業として、ちびっこ広場児童クラブ、わくわくキッズ児童クラブ、芭露キッズの3か所で実施しています。

■子どもの居場所づくり事業利用児童数の推移（各年度実績）

（延べ：人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ちびっこ広場児童クラブ（上湧別屯田市街地）	4,298	3,657	2,944	2,872	2,910	3,584	3,270	3,923	4,636
わくわくキッズ児童クラブ（開盛）	2,069	2,251	1,402	1,512	1,354	1,273	1,570	1,231	1,115
芭露キッズ	3,403	5,233	5,193	1,589	1,133	1,074	1,513	805	986

（5）子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。実績のなかった理由は、新型コロナウイルス感染症のため、委託事業者の選定が困難だったためであります。

第3期（決定）

（6）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。実績のなかった理由は、新型コロナウイルス感染症のため、委託事業者の選定が困難だったためあります。

（7）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業並びに保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において、緊急的な対応を図る事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。実績のなかった理由は、ファミリー・サポート・センター事業に代替を計画していましたが、コロナウイルス感染症のため、委託事業者の選定が困難だったためあります。

（8）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する経費などを助成する事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。実績のなかった理由は、町単独事業で、給食無償化、文具無償化を実施しているためあります。

（9）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。

6 母子保健事業の状況 (妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦・乳幼児健診 ・妊婦一般健康診査 受診券交付数 受診者数	430 枚 延 503 人	716 枚 延 519 人	383 枚 延 370 人
・超音波検査 受診券交付数 受診者数	184 枚 延 233 人	307 枚 延 238 人	163 枚 延 176 人
・産婦健康診査 受診券交付数 受診者数	38 枚 53 人	48 枚 32 人	28 枚 35 人
・妊婦面談・訪問 来所 訪問 電話	— 実 19 人、延 25 人 —	実 63 人、延 88 人 実 16 人、延 22 人 実 3 人、延 3 人	実 23 人、延 25 人 実 5 人、延 5 人 実 4 人、延 5 人
・新生児・乳児・ 産婦訪問 産婦 新生児 乳児 未熟児	実 56 人、延 62 人 実 32 人、延 32 人 実 59 人、延 99 人 実 1 人、延 1 人	実 37 人、延 41 人 実 24 人、延 25 人 実 29 人、延 40 人 実 1 人、延 1 人	実 39 人、延 43 人 実 21 人、延 22 人 実 33 人、延 71 人 実 1 人、延 1 人
・産後ケア事業		1 家庭、1 回	3 家庭、3 回
・先天性股関節脱臼 検査 (受診者数) (受診率)	50 人 (100%)	32 人 (97.0%)	42 人 (93.3%)
・新生児聴覚検査	50 人	35 人	35 人
・乳児健診 (受診者数・受診率) (4か月児) (10か月児) (1歳6か月児) (3歳児) (5歳児)	35 人・67.3% 35 人・70.0% 51 人・96.2% 47 人・97.9% 26 人・52.0%	31 人・94.0% 37 人・88.0% 43 人・98.0% 48 人・100.0% —	46 人・100% 42 人・95.0% 38 人・100% 38 人・93.0% —
・幼児フッ化物塗布、 歯科健診 (受診者数・受診率)	24 人・8.9%	43 人・15.8%	54 人・19.8%

第3章 第2期計画の取り組みと評価

第2期計画においては、基本理念を「子育てに喜びと生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるまち」のもと、基本目標「家庭を築き、子どもを産み育てることを希望する人々の望みがかなえられ、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現」の達成に向けて施策を推進してきました。

ここでは、これまでの取り組み全体について評価をしました。

基本目標 家庭を築き、子どもを産み育てることを希望する人々の望みがかなえられ、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現

【視点1】子育てを地域で支え合う仕組みづくり	
【主な 施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心として、地域における、妊娠前から子育てに至るそれぞれの段階における保護者の悩みに的確に対応し、必要な情報を提供する体制づくりを進めています。 ○ 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、情報提供や関係機関との連絡調整を行う「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」事業の取り組みを進めています。 ○ 保護者が疾病等で家庭での保育が困難な児童に「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」「一時保育事業」の提供を進めています。 ○ 産後ケア事業の実施により、出産後1年を経過しない女性および乳児に対して、心身のケアや育児のサポートなど（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を進めています。
主な 取り組み 状況及び 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て世帯包括支援センター（利用者支援事業）」を中心として、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、子育て支援と母子保健の事業を一体的に行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することができた。 ○ 「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」により、親子が遊びながら気軽に過ごすことができる場を提供し子育て相談の機会を提供することができた。 ○ 「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」については、新型コロナウィルス感染症などの影響により、事業実施に至らなかった。「一時保育」は町内の保育所、認定こども園で提供し、リフレッシュや仕事など一時

第3期（決定）

	<p>的に家庭で保育が困難な児童を預かり、保護者の育児不安の軽減をすることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「産後ケア事業」により、産後間もない母親が心身ともに休むことや、育児がより負担なく行えるように支援を提供することができた。 <p>○子育て世帯包括支援センター（利用者支援事業）</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度延べ対応件数694件</td><td>→</td><td>令和5年度延べ対応件数514件</td></tr> </table> <p>○子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度の延べ利用人数1,790人</td><td>→</td><td>令和5年度延べ利用人数1,329人</td></tr> </table> <p>○「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」</p> <p>事業実施なし。</p> <p>○産後ケア事業</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度延べ利用件数1件</td><td>→</td><td>令和5年度延べ利用件数3件</td></tr> </table>	令和2年度延べ対応件数694件	→	令和5年度延べ対応件数514件	令和2年度の延べ利用人数1,790人	→	令和5年度延べ利用人数1,329人	令和4年度延べ利用件数1件	→	令和5年度延べ利用件数3件
令和2年度延べ対応件数694件	→	令和5年度延べ対応件数514件								
令和2年度の延べ利用人数1,790人	→	令和5年度延べ利用人数1,329人								
令和4年度延べ利用件数1件	→	令和5年度延べ利用件数3件								
取り組みの課題	<p>子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）は、支援の対象となる家庭の状況が多様化している現状を踏まえ、関係機関との連携を緊密にし、情報を共有することが重要です。</p> <p>また、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）は、その存在やどのような支援を行っているか住民への周知を進めることが重要です。</p> <p>「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」については、事業実施に向け、直営、委託等の実施の方策を含め検討を進めることが重要です。</p> <p>一時保育事業は、提供施設の対応職員の確保を進め、サービスを提供する体制の充実が重要です。</p> <p>産後ケア事業は、施設での提供や訪問による提供など、実情に即したサービスを提供する体制の充実が重要です。</p>									

【視点2】妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心に、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供など、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな相談支援を進めていきます。 ○ 妊娠・出産に係る健康診査（妊婦健康診査事業）の受診勧奨により、妊婦及び胎児の健康の保持を図り、支援につなげ育児不安の軽減を図ります。
主な取り組み状況及び効果	<p>「子育て世帯包括支援センター（利用者支援事業）」を中心として、妊娠、出産、子育てに関する相談、情報提供を進め、関係機関と連携を図りながら、細やかな相談支援を提供することができた。</p> <p>妊娠・出産に係る健康診査（妊婦健康診査事業）の受診勧奨を進め、妊婦及</p>

第3期（決定）

	<p>び胎児の健康の保持を図り、育児不安の軽減を進めることができた。</p> <p>○子育て世帯包括支援センター（利用者支援事業） 令和2年度延べ対応件数694件→令和5年度延べ対応件数514件</p> <p>○妊婦一般健康診査 令和2年度延べ受診人数561人→令和5年延べ受診人数370人</p>
取り組みの課題	<p>子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）は、支援の対象となる家庭の状況が多様化している現状を踏まえ、関係機関との連携を緊密にし、情報を共有することが重要です。</p> <p>妊婦健康診査は、母子ともに健康な状態を維持するために非常に重要であるため、地域での産婦人科の維持や妊婦健診への相談体制の充実により受診勧奨を進めることが重要です。</p>

【視点3】子どもが健やかに成長するための教育・保育の充実	
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設の計画的な整備、幼児教育・保育の担い手となる保育士等の人材の確保、利用者への情報提供・公開を行います。 ○ 人口が減少している中で、町内の幼児教育・保育施設の配置について、認定こども園の普及を踏まえて、施設の統合・経営方法等の検討を進めていきます。 ○ 様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、利用者への情報提供を進めていきます。 ○ 幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等による幼稚園、保育所、小学校等の施設間の連携を進めていきます。 ○ ピースフルスクールプログラム（※）の実施により、子ども達の心の成長を促す教育・保育を進めていきます。 <p>※ピースフルスクールプログラム 町立保育所、町立認定こども園で導入している教育プログラム</p>
主な取り組み状況及び効果	保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設の計画的な整備・配置、利用者への情報提供は、「湧別町公立保育所等再編基本方針」を策定し、地域説明会、パブリックコメント(意見募集)を実施するなどして、公立保育所、私立幼稚園を統廃合し、公私連携幼保連携型認定こども園設置、公立保育所を保育所型認定こども園とし、芭露保育所の改築計画に取り組むことで、施設の老朽

第3期（決定）

	<p>化への対策や効率的な経営方法の確立を進めることができた。</p> <p>預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供は、病児、病後児保育は実施に至らなかったが、預かり保育、保育園留学、利用者への情報提供の実施により、多様な保育体制を提供することができた。</p> <p>幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等を実施し、認定こども園、保育所、小学校、義務教育学校等の施設間の連携を進めることができた。</p> <p>公立保育所、公立認定こども園においてピースフルスクールプログラムを実施し、子ども達の心の成長を促す教育・保育を提供することができた。</p>
	<p>○保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設数</p> <p>令和2年度 認可保育所4施設、幼稚園1園 計5施設</p>
	<p>令和6年度 幼保連携型認定こども園1園、保育所型認定こども園1園 認可保育所1施設 計3施設</p>
	<p>○預かり（延長）保育提供施設数</p> <p>令和2年度 5施設 → 令和6年度 3施設</p>
	<p>○病児・病後児保育提供施設数</p> <p>令和2年度 0施設 → 令和6年度 0施設</p>
	<p>○ピースフルスクールプログラム実施施設数</p> <p>令和2年度 4施設 → 令和6年度 2施設</p>
取り組みの課題	<p>公私連携幼保連携型認定こども園みのりの設置、湧別認定こども園の設置、芭露保育所の改築計画の推進により、町内施設の配置は進んでいますが、施設の適切な維持保全等を進めることが重要です。</p> <p>多様な保育体制の提供は、病児・病後児保育が未提供であり、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）等の提供を見据えて、各施設で担当職員の適正な配置が重要です。</p> <p>幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等の継続、国の定める幼保小の架け橋プログラムの実施など施設間の連携を進めることが重要です。</p> <p>ピースフルスクールプログラムは公立保育所・認定こども園のみで取り組んでいますが、全町的な取り組みとなるような周知、研修を実施していくことが重要です。</p>

【視点4】子育て世帯の経済的負担の軽減

【主な施策】	<p>○ 幼児教育・保育の無償化など国の制度、道の制度を活用しながら3歳以上児童の保育料の無償化、3歳未満児の第2子以降の保育料の無償化を継続し、</p>
--------	---

第3期（決定）

	<p>子育て世帯の経済的負担軽減の取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園・保育所等に在籍する3歳以上児童への給食（副食）費無償化の継続、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の実施など、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を進めていきます。 ○ 子育て世帯の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療費助成事業により高校を卒業するまでの児童の医療費の無償化を継続し、保護者への経済的援助を進めていきます。 ○ 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費助成事業による経済的援助、不妊治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。 ○ 出産準備金支給事業の実施により、出産する世帯の経済的負担の軽減を進めています。 ○ 奨学金返還支援事業、奨学金償還免除制度の実施により、就業の促進と子育て世帯への経済的支援を進めています。 ○ 結婚新生活支援事業の実施により、婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を助成し、婚姻する者の経済的不安の軽減を進めています。
主な取り組み状況及び効果	<p>国・道の制度を活用し、3歳以上の児童の保育料を無償化、第2子以降の児童についても保育料の無償化を進めた。令和6年4月より、保育料は完全に無償化とし、子育て世代への経済的支援を進めることができた。</p> <p>給食費については、町単独事業として、給食センターからの副食費の無償搬入、民間の認定こども園への賄材料費の補助、広域入所児童への副食費相当分の補助を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を進めることができた。</p> <p>乳幼児等医療費助成事業を実施し、高校を卒業するまでの児童の医療費を無償化し、保護者への経済的援助を進めることができた。</p> <p>結婚新生活支援事業、不妊治療費助成事業、出産準備金支給事業、出産子育て応援交付金事業、育児パッケージプレゼント事業の実施により、結婚・妊娠・出産・子育て期の家庭に対する経済的支援を進めることができた。</p> <p>奨学金返還支援事業、奨学金償還免除制度を実施し、就業の促進と子育て世帯への経済的支援を進めることができた。</p>
	<p>○乳幼児等医療費助成事業年度末受給者数 令和2年度 実952人 → 令和5年度 実859人</p> <p>○不妊治療費助成件数 令和2年度 延べ18件 → 令和5年度 延べ22件</p> <p>○出産準備金支給件数 令和2年度 延べ51件 → 令和5年度 延べ31件</p>

第3期（決定）

	<p>○奨学金返還支援事業補助件数 令和3年度 延べ1件 → 令和5年度 延べ4件</p> <p>○結婚新生活支援事業補助金交付件数 令和3年度 5件 → 令和5年度 9件</p> <p>○奨学金年度末貸付額・償還免除額等 令和2年度 奨学生決定件数 2人 貸付額41,838,100円(償還免除0円) 令和5年度 奨学生決定件数 1人 貸付額27,673,040円(償還免除0円)</p>
取り組みの課題	<p>保育料無償化により、保育ニーズが高まっていることから、保育士等を適正に配置することにより、保育ニーズへの対応を進めることが重要です。</p> <p>未就学児童の給食費は無償化となっていますが、小学校～中学校年代の給食費と整合性をとりつつ支援を継続することが重要です。</p> <p>高校生年代までの医療費無償化は、子どもの健康を守る上で重要な施策ですが、過剰な受診とならないよう健康教育を進めることが重要です。</p> <p>結婚新生活支援事業、不妊治療費助成事業、出産準備金支給事業、出産子育て応援交付金、育児パッケージプレゼント事業は、町内で結婚し、妊娠・出産・子育てを希望する世帯への支援として効果が高いので、制度の周知が重要です。</p>

【視点5】仕事と家庭の両立支援の推進	
【主な施策】	<p>○ 国や道との連携による事業主の取り組みを多方面から支援します。</p> <p>○ 様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供、利用者への情報提供を進めています。</p>
主な取り組み状況及び効果	<p>仕事と育児を両立できる国の制度などを周知するよう取り組みを進めたが、不十分でした。</p> <p>幼児教育・保育、預かり保育、一時保育、放課後児童クラブの提供を進め、保護者が仕事をしながら、子育てができる取り組みを進めることができた。病児・病後児保育は、実施には至りませんでした。</p> <p>○ 国の制度などの周知 取り組みなし</p> <p>○預かり（延長）保育提供施設数 令和2年度 5施設 → 令和6年度 3施設</p> <p>○一時保育提供施設数 令和2年度 3施設 → 令和6年度 3施設</p>

第3期（決定）

	<p>○放課後児童クラブ事業所数 令和2年度 2施設 → 令和6年度 2施設</p> <p>○病児・病後児保育提供施設数 令和2年度 0施設 → 令和6年度 0施設</p>
取り組みの課題	<p>国・道の取り組みを事業者や子育て世帯が理解できるよう周知に取り組むことが重要です。</p> <p>幼児教育・保育、預かり保育などの多様な保育が提供できるよう、事業者への支援に取り組むことが重要です。</p>

【視点6】児童虐待防止対策の推進	
【主な施策】	<p>○ 要保護児童地域対策協議会を活用しながら、関係機関が情報交換を行い要支援児童等に係る支援内容を協議し、「養育支援訪問事業」を活用するなどして、要支援児童への適切な支援を行うことができる体制づくりを進めています。</p>
主な取り組み状況及び効果	<p>児童虐待防止対策は、個別の相談に対し児童相談所と連携しながら家庭訪問等により対応し、要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）の開催、「養育支援訪問事業（現：子育て世帯訪問支援事業）」によるヘルパー派遣を実施し、要支援児童への適切な支援の提供を進めました。</p> <p>○養育支援訪問事業支援家庭 令和2年度 実2家庭 → 令和5年度 実2家庭</p> <p>○要保護児童対策地域協議会の会議回数 令和2年度 延べ3回 → 令和5年度 延べ1回</p>
取り組みの課題	児童虐待防止対策には、早期発見、早期対応、児童虐待に至らないための家庭の支援が必要であるため、地域住民や関係機関と連携により、対応していくことが重要です。

【視点7】子どもの貧困対策の推進	
【主な施策】	<p>○ 支援が届いていない、又、届きにくい子どもや家庭に気づき、貧困状態にある子どもや保護者の声をしっかり受け止め、各種支援につなげるため、「相談支援」の体制づくりを進めています。</p> <p>○ 全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていくよう、「教育の支援」の取り組みを進めています。</p> <p>○ 子どもたちが学習に集中するために、身体的・精神的にも安定した生活を送ることができるよう、毎日の生活の安定に向けた「生活の支援」の体制づくりを進めています。</p>

第3期（決定）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちが安定した生活を送るために、親などの保護者が仕事と両立して安心して子どもを育てられるよう「保護者に対する就労支援」の取り組みを進めています。 ○ 世帯の生活の基盤を維持していくよう「経済的支援」の取り組みを進めていきます。
主な取り組み状況及び効果	<p>児童扶養手当、児童手当の申請手続等の機会をとらえて相談対応を、関係機関が連携し、教育を受けるための支援を、毎日の生活が安定するように経済的支援を含めた生活の支援を、親などが子育てと仕事を両立できるよう、教育・保育、放課後児童クラブ等の支援を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援の状況「児童扶養手当現況届受理件数」※対面で相談対応のため 令和2年度 実63件 → 令和5年度 実53件 ○ 就学援助児童数（小学校、中学校、要保護、準用保護、特別支援の合計） 令和2年度 実56人 → 令和5年度 実43人 ○ 保護者に対する就労支援（保育所等、放課後児童クラブの運営） 令和2年度 保育所4か所、幼稚園1か所、放課後児童クラブ2か所 令和6年度 保育所1か所、認定こども園2か所、放課後児童クラブ2か所
取り組みの課題	<p>行政、法人、地域住民などが連携して支援体制を構築することが重要です。個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を進めることが重要です。</p>

第4章 計画の基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画では、「子育てに喜びと生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるまち」の基本理念の下、施策を推進してきました。また、第3期湧別町総合計画では、社会福祉施策の基本目標「誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の中に「子育て支援」が位置づけられています。

第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を設定するにあたり、国が「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において示す「子どもの育ちに関する理念」及び「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」、国が「こども大綱」において示す「こども施策に関する基本的な方針」、国が次世代育成支援対策推進法の規定に基づき定める「行動計画策定指針」において示す地域行動計画の内容に関する事項、国が「子供の貧困対策に関する大綱」において示す「子供の貧困対策に関する基本的な方針」これらの指針等との調和を図ることを念頭に、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、本町の地域特性などを踏まえ、次の基本理念を定め、本町が行政として取り組むべき方向性を位置づけます。

令和5年12月に国は「こども基本法」に基づき「こども大綱」を策定しました。「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～をその使命としています。本計画においても「こどもまんなか社会」の実現により、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになること、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことが、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において重要です。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを変えるとともに、未来を担う人材を地域で育み、地域経済の持続可能性を高めることに繋がります。すなわち、子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに繋がります。

以上を踏まえ、計画における基本理念を「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち」とします。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち

2 国が定める計画の内容に関する事項

（1）こども基本法第10条第2項の規定による市町村こども計画の内容に関する事項

こども基本法第10条第2項において次の項目が掲げられています。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下の条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下本項目において「指針」という。）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の内容に関する事項

子ども・子育て支援法第61条第2項において次の項目が掲げられています。

ア 必須記載事項

事項	内容
1 教育・保育提供区域、特定教育・保育施設等の利用定員、量の見込み確保の内容、実施時期の設定	教育・保育提供区域の設定、各教育・保育提供区域の各年度の特定教育保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型事業所に係る必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	1 各年度における教育・保育の量の見込み 指針別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては、年齢区分ごと。）の教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

第3期（決定）

	<p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み</p> <p>指針別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>地域子ども・子育て支援事業の種類ごと、各年度ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
4 子ども・子育て給付に係る教育・保育の一體的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	<p>子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項</p> <p>子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと。</p>

イ 任意記載事項

事項	内容
1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
2 産後の休業及び育児休業後における特定教	小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地

第3期（決定）

育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	域型保育事業を利用できるよう、当該保護者への情報提供や相談支援等、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような施策を定めること。
3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
4の2 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項	関係機関の連携会議の開催等及び関係機関の連携を推進する取組の促進について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

（3）行動計画策定指針に定める市町村行動計画の内容に関する事項

次世代育成支援対策推進法第8条第1項において次の項目が掲げられています。

第3期（決定）

次世代育成支援対策推進法第8条第1項で定める事項

- | |
|--------------------------------|
| 1 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 |
| 2 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期 |

行動計画策定指針で定める事項

- | |
|----------------------------------|
| 1 地域における子育ての支援 |
| 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 |
| 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 |
| 4 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住環境の確保 |
| 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 |
| 6 その他の次世代育成支援対策の実施 |

（4）子供の貧困対策に関する大綱に定める市町村計画の内容に関する事項

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項において次の項目が掲げられています。

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

3 計画の基本目標

本計画は、基本理念の下に、誰もがわかりやすい目標を設定し、基本目標を達成するため施策推進のための6つの方針を定めることとし、重点的に推進していきます。

（1）計画の基本目標

「子ども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長し、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、各施策を進めています。

4 目標達成に向けた基本的な方針

【方針1】	すべての子どもを大切にし、同じく権利を保障して、誰一人として差別されることなく、幸せに暮らさせること。
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども・若者が、自らの人生を選択し、決定し、実現できるよう、必要な情報や知識を提供し、意見表明の機会を保障します。 ○ こども・若者の多様な価値観や個性を尊重し、差別のない社会の実現を目指します。 ○ 貧困、虐待、いじめなど、子どもの権利を侵害する行為から子どもを守ります。 ○ こども基本法や子どもの権利条約の趣旨を広く周知し、社会全体で子どもの権利を尊重する意識を高めます。 ○ こども・若者に関する施策において、こども・若者の視点や権利を最優先に考えます。
【具体的な取組】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の普及啓発 子どもの権利条約やこども基本法等について情報発信や普及啓発に取り組みます。 ・相談に対応する支援体制の充実 いじめや虐待等、子どもや保護者等からの様々な相談に対応できるよう、支援体制の充実を図ります。

【方針2】	子どもたち、若者たち、そして子育て中の親たちと一緒に、地域を作り上げていくこと。
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども・若者が自分の意見を形成し、表明できるよう、様々な支援を行います。特に、困難な状況にあるこどもや、意見表明に慣れていないこどもに対して、丁寧な支援を進めます。 ○ こども・若者が安心して意見を言えるような場を設け、その意見を施策に反映します。また、意見がどのように反映されたのかをフィードバックすることで、こどもたちの主体的な社会参加を促します。 ○ 大人とこども・若者は対等な関係で向き合い、共に地域の社会課題を解決していくことができるような取り組みを進めます。
【具体的な取組】	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進 こども向けパブリックコメント(意見募集)の着実な実施など、本町の施策について、インターネットを活用するなどして、こども・若者から幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が施策に反映されるよう取り組みます。 湧別町保健医療福祉協議会に「子育て部会」を設置し、子どもの目線に立って考えた湧別町の課題の解決に向けた様々な意見を施策へ反映させるよう取り組みます。 ・ こども・若者の社会参加の推進 こども・若者の意見の表明、交流機会の確保、意思決定過程への参加、遊びや文化・スポーツ体験活動への参加など、社会的活動への参加を推進します。 ・ こどもの居場所づくりの推進 こども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に

第3期（決定）

	<p>安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、子どもの居場所づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童の健全育成 全ての子どもが放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの計画的な整備や人材の確保などを進めます。 いじめ防止 児童・生徒がいじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、未然防止、早期発見、早期対応を行う取組を推進します。 警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会等の活用を促進します。 いじめや虐待等、子どもや保護者等からの様々な相談に対応できるよう、支援体制の充実を図ります。【再掲】 不登校の子どもへの支援 スクールカウンセラー（※1）、スクールソーシャルワーカー（※2）などの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICTを活用した学習支援など、不登校の子どもへの支援体制の充実を図ります。 <p>※1 スクールカウンセラー 学校で児童生徒や保護者、教職員の心のケアや精神的なサポートを行う心理の専門家</p> <p>※2 スクールソーシャルワーカー 社会福祉の専門知識や技術を活用して、児童や生徒、その家族、学校、地域などの環境に働きかける専門家</p>
--	---

【方針3】	すべての子どもを、年齢や成長に合わせて、地域全体で切れ目なく支援していくこと。
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが大人になるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供され、教育、保育、医療、福祉などの様々な分野が連携し、子どもを総合的に支援していきます。 子育ては、両親だけの責任ではなく、地域全体で支える必要があります。経済的な支援や、子育てに関する情報提供など、様々なサポートに取り組みます。 子どもを取り巻く、家庭、学校、地域など様々な主体が連携し、一体となって子どもを支援するよう取り組みます。
【具体的な取組】	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体で子育て世帯を応援する気運の醸成 子ども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として、「子どもまんなかアクション」の取組を推進します。 父親の育児への積極的参加の促進 父親の育児への積極的な参加を促進するため、ホームページ等での適切な情報提供や就業環境の改善を働きかけます。 地域全体での取組の促進 主任児童委員及び民生委員・児童委員は、子育てなど様々な悩みに対応する地域の相談役であることから、連携を図り、子育て支援の推進を図ります。 次世代教育の推進

	<p>計画策定にあたり実施した「子どもの暮らしの様子アンケート調査」では、中学生年代、高校生年代において、将来の結婚・子育てについてイメージを持ってない回答があったことから、将来の様々なライフイベント（結婚や出産、子育てなど）に柔軟に対応できるよう、高校生等を対象に、結婚し家庭を築き、出産という新たな命が誕生することの素晴らしさや夫婦がともに協力しながら子育てしていくことの大切さなどを伝え、自己の将来を考える機会を提供するため、高校等と連携した、意識啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育てに配慮した住宅の供給促進 子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図ります。 • 安全な道路交通環境等の整備 子どもを交通事故の被害から守るため、交通安全施設等の整備や関係団体との連携によるこどもに対する交通安全教育を推進します。 チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、普及啓発活動を展開するとともに、チャイルドシード貸与事業の実施など、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。 子どもの自転車運転時の乗車用ヘルメットの着用を啓発、町立学校児童生徒用ヘルメット購入費補助事業を実施するなど、自転車の安全利用等を推進します。 • 子育てバリアフリー等の整備 妊娠婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、公共的施設等におけるバリアフリー化を推進します。 授乳やおむつ交換ができる施設の紹介に取り組み、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をホームページ等により、情報発信します。 • 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進 ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、こどもたちを見守る体制づくりに取り組みます。 登下校時における通学路の安全確保に向けた見守り活動や、自主防犯活動を行う団体等への支援、犯罪の発生状況や防犯情報等の提供による住民の自主防犯行動の啓発に取り組みます。 青少年を犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報の閲覧など青少年に有害な環境の浄化、非行防止に向け啓発活動に取り組みます。 携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、インターネットの利用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、フィルタリングの普及促進に努めます。 児童生徒のインターネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロール（インターネット上の違法行為や有害な情報、トラブルにつながる書き込みなどを発見する活動）の実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など地域と連携した青少年の非行と被害の防止活動に取り組みます。 • こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 【保育サービスの充実】 保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。 【教育・保育を支える人材の確保】
--	---

	<p>教育・保育を支える保育士などの処遇改善や業務の負担軽減が図られるよう、賃金や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の改善に向けた取組を推進します。</p> <p>保育士の専門性や保育の質の向上を図り、キャリアパス（職業的な成長や進展を実現するためにたどる道筋）の明確化による職場定着を図るため、研修等の周知や参加奨励に取り組みます。</p> <p>保育所等に勤務し、保育士資格を有しない従事者や、認定こども園に勤務し、幼稚園教諭と保育士の一方の免許や資格のみを有する従事者に対して、資格取得に向けた制度の周知に取り組みます。</p> <p>新たな保育の担い手を増やすため、保育士養成施設や事業者と連携し、保育士・保育現場の魅力発信等に取り組みます。</p> <p>【教育・保育の一体的提供の促進】</p> <p>全ての子どもの健やかな育ちを保障するため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた質の高い教育・保育サービスの普及などにより、子どもの発達段階や地域のニーズに応じた子育て支援の充実に取り組みます。</p> <p>適切な規模による教育・保育の一体的な提供や、地域における子育て支援体制の充実を図るため、事業計画に基づき、地域の実情に応じた認定こども園の設置を促進します。</p> <p>【子育て支援等に関する情報提供】</p> <p>子育て中の保護者同士が交流できるよう、地域子育て支援拠点や認定こども園における活動の紹介、子育てに関する相談対応、地域の子育て支援関連情報の提供、助言その他の援助を行います。</p> <p>【地域子育て支援拠点等の整備】</p> <p>子育て家庭が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の整備に取り組みます。</p> <p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供などを行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、拠点事業に従事する職員に対して研修等への参加奨励など、資質の向上に取り組みます。</p> <p>既存の保育サービスでは対応が難しい緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの整備に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり <p>【望ましい生活習慣確立のための意識啓発】</p> <p>「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝早起き朝ごはん運動」の推進などによる、望ましい生活習慣の定着に向けて取り組みます。</p> <p>ゲーム等への過度な依存は、食事や睡眠の時間が削られるなど発達段階にある青少年の心や体に悪影響を及ぼすことから、指導の充実に努めます。</p> <p>【児童センター活動の促進】</p> <p>子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童センター等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築を進めます。</p> <p>【文化・スポーツ等に親しむ環境の整備】</p> <p>国際理解や異文化への理解を通じ、グローバル社会で活躍できる国際的な視野を持った人材を育成するための環境整備に取り組みます。</p> <p>児童生徒が英語に慣れ親しみ、英語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育むことができるようにするため、英語教育の指導体制</p>
--	--

	<p>の整備に取り組みます。</p> <p>各種文化・体験活動のできる施設の維持管理に努めるとともに、学習ニーズの変化を踏まえた体験活動の検討を進め、様々な学習の場の充実を図ります。</p> <p>森林など本町の豊かな自然環境を活用した農林業体験や自然体験などの多様な体験機会の場を提供するとともに、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりに取り組みます。</p> <p>子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ団体、家庭等と連携し、子どもに対するスポーツの機会の提供及び充実に取り組みます。</p> <p>道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を育むとともに、地域の文化に触れる機会などを活用し、ふるさとに対する誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。</p> <p>子どもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、優良図書の推奨のほか、各地域における読み聞かせなどの普及、ブックスタート事業の推進などを通じて家庭での読書活動の充実に取り組みます。</p> <p>【公園、遊び場の確保】</p> <p>本町の豊かな自然環境を感じながら、子どもたちが遊びの中から社会性などを学ぶ機会を確保するため、公園や河川等の安全性を適宜点検し、安全かつ安心して利用できる公園や遊び場の整備、維持に努めます。</p> <p>【食育の推進】</p> <p>湧別町食育推進計画に基づき、健全な食生活の実践のため、豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、学校、家庭、地域社会の連携のもと、ライフステージ（乳幼児期、学童期、青年期など）にあつた食育を推進します。</p> <p>【木育の推進】</p> <p>子どもの頃から木や森との関わりを通じて豊かな感性と思いやりの心を育むため、子育て世代とその子どもを対象とした森林体験学習事業の開催などによる子育て支援や各種情報発信による木育に対する理解の醸成を図ります。</p> <p>公共施設の木質化や保育所・認定こども園、児童センター等での木製遊具等の導入により木とふれ親しむ場を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 18歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育（社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育む教育）の推進 <p>【主権者教育の推進】</p> <p>18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことを踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進します。</p> <p>【消費者教育の推進】</p> <p>成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるとともに、各個人が金融に関する知識や判断力を高められるよう、学校教育段階において消費者教育に取り組みます。</p> <p>【キャリア教育等の推進】</p> <p>若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労觀や職業</p>
--	--

第3期（決定）

	<p>観を育成するため、学校教育における職場体験などのキャリア教育の充実を図ります。</p> <p>【家庭及び社会教育への支援の促進】</p> <p>全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域一体となった学校教育活動の支援体制の整備に取り組みます。</p> <p>子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携のもと、地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の提供に取り組みます。</p> <p>学校教育で男女平等参画や人権教育の取組を推進するほか、性的マイノリティ（少数者）に対する理解を深め、差別や偏見をなくすよう啓発に取り組みます。</p> <p>地域社会における、地域活動や公共活動への参加を通じ、青少年の連帯感や協働への意識を高めるため、青少年の各種地域活動や公共活動への参加の機会の周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 <p>子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るために、乳幼児等医療助成事業による経済的支援を行います。</p> <p>就学前までの全ての子どもが、平等で良質な教育・保育を受けることができるよう、教材購入費補助、給食費無償化、認定こども園運営費補助、認定こども園施設等整備事業補助などの実施により、環境の整備に取り組みます。</p> <p>国の制度や、多子世帯への保育料の負担軽減など北海道の制度を活用しながら、保育料の無償化に取り組みます。</p> <p>経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、湧別町奨学金貸付条例の規定に基づき奨学金制度を継続するなど、子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。</p> <p>北海道湧別高等学校存続対策事業を継続するなど、町内で高等学校教育を受けられる機会の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 <p>【プレコンセプションケア（将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと）を含む成育医療等に関する相談支援等】</p> <p>早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることが、将来の健やかな妊娠や出産、次世代を担う子どもの健康にもつながることなどについて、若い男女が考えながら、日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア」の普及啓発を進めていくとともに、効果的な取組について検討を進めます。</p> <p>【妊娠・出産に関する情報提供】</p> <p>ホームページなどで妊娠や出産に関する正しい知識や助成制度などの周知を図ります。</p> <p>小・中学校、高等学校などの健康教育の一環として、妊娠・出産などの正しい知識の習得を促進します。</p> <p>子どもを産み、育てることに夢や喜びを感じができる環境づくりを進めるため、妊娠・出産を迎える人々を社会全体で応援する啓発活動を行います。</p> <p>【こども家庭センターの整備】</p> <p>妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの整備に取り組みます。</p>
--	---

	<p>【母子保健サービスの推進体制の整備】</p> <p>家庭の経済状況などに関わらず、身近な地域で安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から健康管理や相談に適切に対応する体制整備を図り、切れ目のない支援を行います。</p> <p>妊娠期から幼児期までの親子の健康確保を図るため、健康診査や訪問指導、保健指導等を実施します。</p> <p>【相談体制等の整備】</p> <p>妊娠・出産を迎える人や予期しない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、こども家庭センターの整備など、身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。</p> <p>育児に対する不安の軽減などを図り、妊娠中からの子育ての仲間づくりのきっかけとするため、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）などで実施する妊産婦同士の交流事業や子育て中の父親向けの情報などについて、ホームページなどで広く情報発信します。</p> <p>【産後ケア体制の充実】</p> <p>妊産婦の不安や悩みなどの早期解消を図るため、母子保健サービスなどを通じて心身の状況を把握し、早期に支援を行います。</p> <p>出産後の母親の身体的回復や心理的安定のため産後ケア事業の実施を通じて支援体制の確保に取り組みます。</p> <p>【周産期医療体制の整備】</p> <p>北海道厚生連遠軽厚生病院への財政支援を通じて、近隣地域での産科医療機関、産婦人科医の確保に努めます。</p> <p>【出産に対する経済的支援】</p> <p>国の出産子育て応援給付金支給事業の実施、出産準備金支給事業、育児パッケージプレゼント事業による経済的支援を行います。</p> <p>【不妊・不育治療等への支援】</p> <p>こどもを持つことを希望しながらこどもに恵まれない方の心の悩みや専門的な相談に対応するため、こども家庭センターの整備による相談体制の充実を図ります。また、流産・死産を繰り返すなど、こどもを亡くした方に対する相談体制の充実など心身のケアに取り組みます。</p> <p>不妊治療費助成事業により、高額の医療費がかかる不妊治療等への経済的支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 <p>【小児医療の提供体制の整備】</p> <p>北海道厚生連遠軽厚生病院への財政支援を通じて、近隣地域での小児医療機関、小児科医の確保に努めます。</p> <p>【慢性疾患を抱えるこども・若者への支援】</p> <p>治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、北海道の実施する助成事業の周知など情報発信に取り組みます。</p> <p>【学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実】</p> <p>思春期における様々な悩みを解消するとともに、こどもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携により、健康教育に取り組みます。</p> <p>身近な地域において、思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、こども家庭センターの整備による相談体制の充実を図ります。</p> <p>性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校や関係機関との連携による健康教育の充実や薬物乱用防止啓発活動に取り組みます。</p>
--	---

【方針4】	すべてのこどもたちにより良い成長の環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、幸せに成長できるように支援していくこと。
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期からの安定した愛着形成を基盤とし、こどもたちが安全で安心して過ごせる環境を提供することで、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな成長を促せるよう支援します。 ○ 全てのこども・若者や家庭を対象とした、切れ目のない予防的な支援を強化し、困難な状況にあるこどもたちを一人残らず支援します。 ○ こどもたちの抱える様々な問題に対して、個々の状況やニーズに合わせたきめ細かい支援を提供し、養育環境の改善や家庭復帰を支援します。 ○ 地域の関係機関やNPO等と連携し、こどもたちや家庭が必要な支援をスムーズに受けられるよう、情報提供や相談支援体制を強化します。 ○ こどもたちの支援に関わる人々の専門性や質の向上を図り、働きやすい環境を整えることで、より良い支援を提供できる体制を構築します。
【具体的な取組】	<ul style="list-style-type: none"> • こどもの貧困対策 <ul style="list-style-type: none"> 【相談支援】 こどもと保護者の実情を踏まえてこどもの支援の視点に立ち、教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援に取り組みます。 【相談窓口の周知】 支援が必要な人を確実に把握し、支援を届けるため、相談支援につながりやすいよう、アウトリーチ（必要な人に必要なサービスや情報を届ける活動）の充実、SNSの活用を促進します。 【保護者への相談支援】 生活保護世帯や生活困窮者の自立に向けた相談や子育て支援を必要とする家庭に対する相談支援の取組を促進します。 【妊娠・出産を迎える人や予期しない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、こども家庭センターの整備など、身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。【再掲】】 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの整備に取り組みます。【再掲】 【ひとり親家庭への相談支援】 ひとり親家庭に対して、地域生活などに関する相談支援を行います。 【学校における相談支援】 学校でのこどもや保護者に対する相談を充実するため、教育アドバイザー、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など相談体制の充実を図ります。 【こどもの居場所を通じた相談支援】 こどもたちが、孤立することなく、地域とのつながりの中で安心して暮らせるようにするために、児童センター、放課後児童クラブなどを通じた相談支援の充実に取り組みます。 • 養育支援 <ul style="list-style-type: none"> 【質の高い幼児教育・保育の確保】 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うとともに、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て相談や一時保育の実施など、子育て支援の一層の充実に努めます。

第3期（決定）

	<p>ピースフルスクールプログラムの実施により、こどもたちの心の成長を促す教育・保育に取り組みます。</p> <p>【学校における教育支援】</p> <p>スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用、関係機関との連携により、問題を抱える児童生徒の置かれた環境改善、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指す学校教育を推進するため、児童生徒の学力向上に資するよう、確実な習得や学習習慣の改善などを行います。</p> <p>保護者や地域住民の意見を学校運営に反映するため、学校運営協議会を活用した学校運営に取り組みます。</p> <p>【就学支援の充実】</p> <p>経済的理由により、就学が困難と認められる子どもの保護者に対し、給食費、学用品費や医療費等の援助の実施、高等学校等に修学が困難な生徒に対し、奨学金等の支援を行います。</p> <p>【大学進学等に対する教育機会の提供】</p> <p>大学等へ進学した生徒に対する湧別町奨学金貸付条例の規定に基づき奨学金制度を継続するなど、経済的支援を実施します。</p> <p>ひとり親家庭の子ども等が大学等に就学する場合に北海道などの支援制度の周知を図ります。</p> <p>【その他の教育支援】</p> <p>支援が必要な子どもに対して、体験等を提供する機会を設けることに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">• 保護者に対する就労支援 <p>【就労促進に向けた支援】</p> <p>国、北海道が実施する就労支援制度、児童扶養手当受給者に対する就労支援制度、北海道が実施するひとり親家庭の資格取得支援制度、北海道が実施する高等学校等の学びなおし支援制度などの周知を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">• 経済的支援 <p>【医療費負担の軽減】</p> <p>子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るために、乳幼児等医療給付事業による経済的支援を行います。【再掲】</p> <p>治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、北海道の実施する助成事業の周知など情報発信に取り組みます。【再掲】</p> <p>【児童扶養手当制度の周知】</p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当制度の周知に努めます。</p> <p>【生活の安定に向けた経済支援】</p> <p>国の制度や、多子世帯への保育料の負担軽減など北海道の制度を活用しながら、保育料の無償化に取り組みます。【再掲】</p> <p>国、北海道の実施する生活資金、修学資金等の支援制度の周知を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">• ひとり親家庭等への支援 <p>【相談支援】</p> <p>ひとり親家庭に対して、地域生活などに関する相談支援を行います。【再掲】</p> <p>【教育の支援】</p> <p>ひとり親家庭の子どもの学習支援等を行うため、ひとり親家庭等生活支援事業の実施を検討します。</p>
--	---

	<p>【生活の安定に資する支援】</p> <p>生活困窮者からの自立に関する相談に応じ、関係機関と連携し、必要な情報の提供や助言、その他の自立に関する支援等を行います。</p> <p>【就労の支援】</p> <p>国、北海道が実施する就労支援制度、児童扶養手当受給者に対する就労支援制度、北海道が実施するひとり親家庭の資格取得支援制度、北海道が実施する高等学校等の学びなおし支援制度などの周知を行います。【再掲】</p> <p>【経済支援】</p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当の支給制度の周知に努めます。【再掲】</p> <p>国、北海道が実施する就労支援制度、児童扶養手当受給者に対する就労支援制度、北海道が実施するひとり親家庭の資格取得支援制度、北海道が実施する高等学校等の学びなおし支援制度などの周知を行います。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 <p>【経済的支援】</p> <p>特別児童扶養手当等の経済的支援の支給制度の周知に努めます。</p> <p>【質の高い支援の提供】</p> <p>障がいのある子どもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、健康診査などの母子保健事業や、障がいのある子どもの発達支援に着目した専門的な支援など、包括的な子ども発達支援体制の整備を行います。</p> <p>医療、教育との連携はもとより、子育て一般施策における障がい児支援との連続・連携した支援を推進します。</p> <p>発達障がいのある子どもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき支援につなげるため、支援の質の向上等に取り組みます。</p> <p>【インクルージョン（障害を持っている子どもと持っていない子どもが一緒に活動する）の推進】</p> <p>保健師等が保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図るとともに、保育所等訪問支援による、障がいのない子どもとの集団生活への適応、障がいのある子ども本人への支援や訪問先施設等の職員に対する支援方法等の助言等を行います。</p> <p>専門、保護者が家庭にいない児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れを行います。</p> <p>【専門的支援が必要な障がい児への支援の強化】</p> <p>常時介護を必要とする障がいのある子どもが自らが選択した地域で生活できるよう日中及び夜間ににおける医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備に努めます。</p> <p>本人やその家族等への適切な支援が図られるよう、医療的ケアが必要な子どもを持つご家族や関係機関からの相談に対応を行います。</p> <p>医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実を図るため、地域や関係機関における連携体制の構築に努めます。</p> <p>関係機関との連携により、その支援が学齢期から青年期に円滑に引き継がれるよう努めます。</p> <p>コミュニケーションを築くうえで必要な集団適応を早期に身につけるため、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のため、新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健康診査の際になるべく早く難聴に気づき、療育につなげる取組を進めます。</p> <p>難聴児及びその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受</p>
--	--

第3期（決定）

	<p>けることができるよう、保健・医療、福祉が連携し、総合的な支援体制の整備に努めます。</p> <p>【家族支援の充実】</p> <p>発達障がいのある子の子育てに対する家族の不安感に寄り添えるよう、家族への相談支援体制づくりに努めます。</p> <p>障がいの受止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して、保健所、児童相談所、療育機関などと連携して支援を行います。</p> <p>障がいのある子どもを持つ家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で日中一時支援や短期入所等が利用できる体制整備に努めます。</p> <p>子どもに障がいがあることによって就労が制限されることのないよう、家族の就労のための支援に努めます。</p> <p>【障がいの早期発見・早期支援】</p> <p>健康診査の充実など、発達の遅れや障がいの可能な限り早期の発見に努めるとともに、早期支援へつなげるため、子育てをする親の思いに寄り添いながら、支援という視点を大切に乳幼児健康診査の充実に努めます。</p> <p>【関係機関の連携等】</p> <p>発達の遅れや障がいのある子どもの、子どもとしての育ちを保障し、必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所、保健所、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、学校など、地域の関係機関と連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から青年期へ一貫した支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障がいのある子ども・若者の学びの充実 <p>【インクルーシブ教育（障害を持っている、持っていないなどの違いに関わらず全ての子どもが平等に教育を受けられる）システムの充実に向けた取組】</p> <p>教育委員会、学校、保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター等と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。</p> <p>個別の教育支援計画作成の意義について普及を図るとともに、学校間はもとより、学校と保育所や認定こども園等の関係機関、卒業後の就労先などとの間で、個別の教育支援計画等の引継ぎが円滑に行われるよう、相互の連携を促進します。</p> <p>就学にあたって、本人・保護者等に対し、十分情報提供をしつつ、その意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成が行われるよう、関係機関と連携の下、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。</p> <p>発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉関係機関等が連携して、教育相談を推進します。</p> <p>義務教育学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、並びに就学動向や障がいの状態に応じた特別支援学級の整備など義務教育の充実に努めます。</p> <p>障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習等を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がいのある人とのふれあいや交流など教育活動に取り組みます。</p> <p>特別支援学級等の教育活動の公開やホームページによる情報発信などを通して、特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。</p> <p>障がいの特性に応じた指導やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した指導等を効果的に行うための施設設備の整備や、医療的ケアへの対応など、教育環境の整備に努めます。</p>
--	--

第3期（決定）

	<p>訪問教育を充実するため、指導内容・方法等の改善や教材・教具の研究に努めます。</p> <p>保育所、認定こども園、義務教育学校等における発達障がいを含む障がいのある児童生徒の特性に応じた指導や支援の充実に努めます。また、特別支援教育支援員の配置など、教育環境の整備の促進に努めます。</p> <p>保育所、認定こども園、義務教育学校等の教職員の資質の向上を図るため、特別支援学校等と連携を図り、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー（家族の介護や家事などを日常的に行っている子どもや若者）への支援 【総合的な児童虐待防止対策の推進】 <p>こどもへの重大な人権侵害である虐待を防止するため、関係団体等との連携の下、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの児童虐待防止に関する普及啓発を行います。</p> <p>ホームページ等を通じて、児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。</p> <p>児童福祉に係る職員の資質向上のため研修参加等による人材育成を進めます。</p> <p>地域の関係機関において、こどもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活用や地域における見守りや相談対応の充実、こども家庭センターの整備に努めます。</p> <p>地域において、こどもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、虐待通告案件について、要保護児童対策地域協議会などこどもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。</p> <p>居住実態が把握できないことの発生を未然に防止するとともに、発生した際のこどもの安全確認が円滑に進むよう、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図ります。</p> <p>母子健康手帳交付や乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」の活用を促進します。</p> <p>妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。</p> <p>保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子・福祉部門と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。</p> <p>「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、支援の充実を図ります。</p> <p>配偶者やパートナーからの暴力は、男女の人権の尊重や男女平等参画を阻害する暴力的行為であるとともに、児童虐待との関連も深いことから、関係機関との連携を図り、適切な対応に努めます。また、被害者の相談や支援の体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。</p> <p>女性への暴力等の根絶に関する認識や相談窓口を浸透させるため、様々な広報媒体を活用した周知を図ります。</p> <p>【支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組】</p>
--	--

第3期（決定）

	<p>家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、情報提供や相談支援を行えるよう取組に努めます。</p> <p>妊婦訪問事業、産後ケア事業等について充実を図ります。</p> <p>【里親・ファミリーホームの推進に向けた取組】</p> <p>里親・ファミリーホームについての広報、啓発を行い、担い手となる人材確保の支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ヤングケアラーへの支援 <p>【普及啓発の促進】</p> <p>ケアラー・ヤングケアラーに関する理解を広めていくため、個々のヤングケアラーの負担感や課題感は様々であることを念頭に、その置かれた状況や立場などが広く認知され、理解が深められることで、社会からの孤立を防ぎ、本人とその家族が安心して暮らすことができる環境づくりにつなげるため、広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>【早期発見及び相談の場の確保】</p> <p>支援を必要とするヤングケアラーの早期発見・把握について、アウトリーチによる実態把握、関係機関や地域による把握に取り組みます。</p> <p>ヤングケアラーの支援ニーズを早期に把握し、必要な支援に結びつけていくためには、その支援を得るためににはどこの窓口に相談すればよいのかといった情報をあらかじめ周知しておくことが必要であるため、支援ニーズが早期に把握されるよう、相談窓口の周知に取り組みます。</p> <p>支援が必要なヤングケアラーを発見・把握し、適切な支援やサービスにつなげるためには、児童生徒自身による自発的な相談を契機とすることも重要であるため、児童生徒が相談できる窓口の周知により、表面化しづらい支援ニーズの把握と相談援助の取組を進めます。</p> <p>児童生徒にとって最も身近な関係機関である学校において、教職員等が家庭内のケアに関する悩みや負担に気づいた場合、学校が行政に連絡・相談しようとしたときに、支援につなぐ機会を逸すことのないよう、学校をはじめとする教育機関と行政の福祉分野が互いに連絡・連携できる関係の構築に取り組みます。</p> <p>【ヤングケアラーを支援するための地域づくり】</p> <p>児童生徒にとって、行政など公的機関への相談は心理的ハードルが高いとされていることを踏まえ、北海道の設置するヤングケアラー相談サポートセンターの周知により支援につなぐ取り組みを進めます。</p> <p>主任児童委員及び民生委員・児童委員は子育てなど様々な悩みに対応する地域の相談役であることから、連携を図り、支援につなぐ体制づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • こども・若者の自殺対策の推進 <p>児童生徒の悩みに共感しながら相談に応じる教育相談体制を整備するとともに、こどもをインターネット上の有害情報から守る取組を進めます。</p> <p>児童生徒の自殺が長期休業明けに急増する傾向があることを踏まえ、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等と連携した早期発見・見守り等の取組を推進します。</p> <p>学校等と連携により、児童生徒が命の大切さを実感したり、人権を尊重する態度を育んだりする教育の充実や、SOSの出し方に関する教育等、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • こども・若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり <p>青少年の非行を防止するため、街頭補導や相談活動など、地域における非行防止活動の支援に取り組みます。</p>
--	---

第3期（決定）

	<p>20歳未満の飲酒・喫煙は発達段階にある体の成長に様々な影響をもたらすとともに、これらの行為が非行や犯罪への第一歩ともなることから、早い段階での適切な対策に努めます。</p> <p>非行少年等を含む犯罪をした人等が立ち直り、再び社会の一員として地域に定着できるよう、「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、各関係機関、関係者等と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり <p>児童買春等の福祉犯の被害者となることを防止するため、学校等との連携による性教育や、スマートフォン等へのフィルタリング（インターネットにおいて、有害なサイトやアプリへのアクセスを制限するサービス）機能の導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭や学校、関係機関等との連携強化に努めます。</p> <p>登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、児童生徒等が、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけるための取組に努めます。</p> <p>学校や地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での児童生徒等の安全確保の取組に努めます。</p> <p>児童生徒がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性について啓発に努めます。</p> <p>児童生徒をネットトラブル（インターネットを通じて発生するトラブル）の被害者にも加害者にもさせないよう、発達の段階に応じた情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、啓発資料の配付など、保護者に対する普及啓発にも取り組みます。</p> <p>情報モラルやルールの指導とあわせて、スマートフォンやインターネット等の危険性についての啓発に取り組みます。</p> <p>ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、こどもたちを見守る体制づくりに取り組みます。【再掲】</p> <p>登下校時における通学路の安全確保に向けた警戒活動や、自主防犯活動を行う団体等への支援、犯罪の発生状況や防犯情報等の提供による住民の自主防犯行動の促進等に取り組みます。【再掲】</p> <p>関係団体による巡回指導など、地域ぐるみの安全体制づくりを進めます。</p> <p>青少年を犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報の閲覧など青少年に有害な環境の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動に取り組みます。【再掲】</p> <p>児童生徒のインターネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭などと連携して青少年の非行と被害の防止活動を展開します。</p> <p>性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校や関係機関との連携による健康教育の充実や薬物乱用防止啓発活動に取り組みます。【再掲】</p> <p>成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるとともに、各個人が金融に関する知識や判断力を高められるよう、学校や関係機関との連携による消費者教育に取り組みます。【再掲】</p>
--	--

【方針5】	若者たちが、結婚やこどもを持つことを安心して選べるように、経済的な不安や社会的な障壁を取り除き、それぞれの希望を叶えられるように支援していくこと
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者が将来に希望を持って生きられるよう、雇用や所得の安定を図ります。 ○ 結婚や子育ては個人の自由な選択であるため、多様な価値観を尊重します。 ○ 結婚や子育てを希望する若者を、地域全体で支援します。 ○ 育児は男女共同で行い、女性だけでなく男性も積極的に参加できるよう支援します。 ○ こどもや家族を大切にする意識をより高めるような取り組みを進めます。
【具体的な取組】	<ul style="list-style-type: none"> • 高等教育費の負担軽減 大学等へ進学した生徒に対する湧別町奨学金貸付条例の規定に基づき奨学金制度を継続するなど、経済的支援を実施します。【再掲】 • 若者への就労支援 早期からの勤労観や職業観の形成のため、保護者への就職に対する意識向上の働きかけや職場体験等のキャリア教育の充実等を図ります。 国・北海道の実施する就労支援施策の周知に努めます。 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を始めとする環境整備を促進します。 • 若者が地域にとどまり、働く場の創出 地域の基幹産業である農林水産業への就労を促進するため、農林水産業における担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営体の体质強化、漁業経営の強化、林業事業体の経営力強化など、一次産業の活性化及び安定化を図ります。 • 若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進 保健・福祉機関、教育機関等と連携し、若年無業者・ひきこもりの若者やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。 • 適切な情報提供や相談体制の整備 結婚を望む方の希望が実現するよう、結婚に関する相談・アドバイス等に適切に対応できる窓口の周知に努めます。 住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方々が多くの出会いの機会に恵まれるよう、婚活事業などへの支援を行います。 • 結婚に伴う新生活のスタートアップ（立ち上げ）支援の推進 結婚新生活支援事業の実施により、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の購入費、家賃、リフォーム費用や新居への引越費用等）を支援します。 • 企業等における取組の促進 国等の実施する、働き方に見合った均衡ある処遇の確保や非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換に係る支援制度の周知に努めます。 • 仕事と生活の調和の実現に向けた理解や普及啓発の促進 仕事と育児、介護等の家庭との両立を実現できるよう、両立に関する実態等の把握や意識啓発を進めるほか、出産、育児、介護などの関連法令や各種支援

第3期（決定）

	<p>制度の普及啓発を進めます。</p> <p>男女平等参画社会の実現に向け、家事や育児など家庭生活への男女の平等参画の促進を図るとともに、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化など働き方改革を推進するための関係法令をはじめ、最低賃金制度、職場におけるハラスメントの防止、公正な採用選考といった労働関係制度について、普及啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 両立のための環境整備 働く方が仕事と育児、介護等の家庭との両立が可能となるような職場環境を整えるため、優良事例等の普及・啓発に努めます。 • 広報・啓発活動の充実 男女平等参画の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活を調和させ、両方を充実させる働き方や生き方）の実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、広報、啓発に努めます。 • 家庭における男女平等教育の推進 家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成を図ります。 • 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革 仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めます。 • 働きたい女性の就労・雇用継続支援 結婚や出産、育児、介護などの女性のライフイベントにおいて離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりが進むよう広報、啓発に努めます。
--	---

【方針6】	国、道、民間企業などとの連携を重視し、施策を推進すること。
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども大綱や北海道こども計画を参考に施策の方向性を定めます。 ○ 北海道、関係市町村との連携を進めます。 ○ NPO、企業、地域住民など、様々な関係者と連携し、こどもを支援する体制を築きます。
【具体的な取組】	<ul style="list-style-type: none"> • 住民主体による支え合いの地域づくり 地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、こども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりを推進します。 • 国、北海道との連携 地域子ども・子育て支援事業を実施するため、国、北海道との連携のもと、優良な取組の収集とその情報共有を行うとともに、地域にあった対策の検討を進めます。 • 移住・定住促進に向けた取組への支援 国、北海道、関係団体等と連携しながら、幅広い層へのプロモーション（宣伝・広告により興味関心を高める。）を展開し、町内への移住・定住を促進します。 • 施策の推進体制 国、北海道、関係団体等との連携のもと、少子化対策をはじめとするこども施策に係る情報交換や検討協議を行いながら、取組を推進します。 • 湧別町保健医療福祉協議会・同子育て部会 本町は、湧別町保健医療福祉協議会設置条例第に基づき、総合的な保健、医

第3期（決定）

	療、福祉施策の推進を図るため、湧別町保健医療福祉協議会を設置し、こどもの施策の推進に関し、調査、協議を行っており、計画の推進状況や施策等の評価などに関して、協議会からの意見をいただき、計画に登載する施策や事業の進め方などに反映していきます。
--	--

5 他の計画で進行管理を行う関連施策

計画名	施策名
湧別町総合計画	確かな学力を育む教育の推進、教材・教具及び情報機器の整備・更新、就学援助の実施、特別支援教育の充実、児童・生徒の健全育成、教育施設の充実、適正配置と小中一貫教育の推進、教育アドバイザー配置、国際理解の向上、教職員住宅の整備、中高一貫教育、湧別高校存続対策、学校の働き方改革
	社会教育の推進、社会教育団体の育成、社会教育施設の充実
	文化・芸術活動の推進、文化団体等の支援、文化施設の充実、芸術鑑賞会の推進、図書館事業の推進、博物館の活用（教育活動）
	スポーツ活動の推進、スポーツ団体の育成、スポーツ施設の充実
	国際・国内・同郷交流
	公営住宅（公的賃貸住宅）維持・管理・供給、民間住宅建設奨励・定住促進、移住希望者への定住支援、宅地、住宅情報提供、移住体験住宅の充実
	公園の整備、公園の維持管理、公園の情報提供
	ICTを利用した行政サービスによる利便性の向上
	町営バス・乗合ハイヤーの維持、町営バス車両の更新
	交通安全意識の向上、防犯意識の向上
	雇用機会の確保、労働者福祉の増進
	各種健診、予防接種、健康知識の啓発、スポーツ分野との連携
	母子保健事業の実施、地域医療の充実、広域的医療体制の構築
	食育の推進
	地域福祉の推進、障がい者福祉の推進
湧別町健康増進計画	生活習慣病の予防、生活習慣・社会環境の改善、こころの健康・休養

第3期（決定）

湧別町障がい者基本計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画	福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
湧別町社会教育中期計画	家庭教育の推進、少年教育の推進、青年教育の推進、成人教育の推進、芸術・文化活動と文化施設整備の推進、図書館活動の推進、博物館活動の推進、スポーツ活動とスポーツ施設整備の推進、生涯学習の基盤整備と社会教育施設整備の推進
湧別町公営住宅等長寿命化計画	公営住宅等の維持・管理・供給
湧別町食育推進計画	健康づくりにつながる食育の推進 地産地消と一体となった湧別町らしい食育の推進 未来を担う子どもを育む食育の推進

第5章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容

1 教育・保育区域の設定と需給計画

（1）教育・保育区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、独自に設定します。

湧別町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域を次のとおり設定します。

（2）教育・保育施設の教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	全町（1地区）	提供区域は、全町とします。
2号認定（3～5歳）		保護者の勤務状況等により、施設の柔軟な利用が可能となるよう、教育・保育の提供区域は全町（1地区）とします。
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

（3）量の見込みについて

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した教育・保育に関する利用希望、各年度の児童数見込みを踏まえて、各年度の教育・保育の量の見込みをとりまとめました。

量の見込みをとりまとめるための計画期間中の人囗見込みは、近年の出生状況等から次のとおりとします。

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児
令和7年度	35	35	35	48	44	46	45	51	54	47	51	56
令和8年度	35	35	35	35	48	44	46	45	51	54	47	51
令和9年度	35	35	35	35	35	48	44	46	45	51	54	47
令和10年度	35	35	35	35	35	35	48	44	46	45	51	54
令和11年度	35	35	35	35	35	35	35	48	44	46	45	51

第3期（決定）

（4）確保方策について

1号～3号の認定区分ごとに、特定教育・保育施設の区分ごとの提供体制について、確保の内容・実施時期を定めます。

教育・保育の無償化に伴う定員変更、人口減少、低年齢児の保育ニーズ増加、女性の就労率の増加等を踏まえ、量の見込みを上回る確保を目指します。

2 教育・保育施設の需要量及び確保方策

○計画期間内の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制及び実施時期を定めます。

（単位：人）

	現在の状況						
		提供可能	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 量の見込み	178	—	210	203	194	181	181
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	255	191	255	240	240	240
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
② 確保方策による確保量	255	191	255	240	240	240	240
A=②-①	77	—	45	37	46	59	59
③ その他	0	7	0	0	0	0	0
B=A+③	77	—	54	37	46	59	59

※1：「提供可能」：令和6年12月1日現在の利用定員または施設の定める定員

※2：「利用状況」：令和6年12月1日現在の利用児童数

※3：「特定教育・保育施設」：新制度（施設型給付）に移行した幼稚園・保育園・認定こども園
(令和7年4月1日予定：保育所1か所、認定こども園2か所)

※4：「確認を受けない幼稚園」：旧制度（私学助成）を継続している幼稚園
(令和7年4月1日予定：0か所)

※5：「特定地域型保育事業」：小規模保育事業等の新制度（地域型給付）の地域型保育事業
(令和7年4月1日予定：0か所)

※6：「認可外保育施設」：湧別町が運営費等の支援を行っている「へき地保育所」など
(令和7年4月1日予定：へき地保育所1か所は休所)

※7：「③・その他」：湧別町が財政支援を行っていない認可外保育施設
(令和7年4月1日予定：0か所、現在の状況③利用状況は広域入所分)

※8：量の見込み（需要量）①に対応する確保方策（供給量）②の差し引き（②-①）が「A」で、▲表記は供給量の不足を表しています。現状においては、「③・その他」の施設の施設において子どもを受け入れていることから、「A」と「③」を加えた「B（A+③）」の数値が、▲標記であれば、その数値（人数）の供給量を確保する必要があります。

第3期（決定）

○教育・保育の量の見込みと確保方策（認定区分別）

（単位：人）

	令和7年度								令和8年度							
	1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳			
①	量の見込み	27	111	12	60	210	25	102	15	61	61	203	203			
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	30	153	12	60	255	30	134	15	61	61	240	240			
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
②	確保方策による確保量	30	153	12	60	255	30	134	15	61	61	240	240			
	A=②-①	3	42	0	0	45	5	32	0	0	0	0	37	37		
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	B=A+③	3	42	0	0	45	5	32	0	0	0	0	37	37		

	令和9年度								令和10年度							
	1号		2号		3号		計	1号		2号		3号		計		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳			
①	量の見込み	23	95	15	61	194	21	84	15	61	61	181	181			
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	30	134	15	61	240	30	134	15	61	61	240	240			
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
②	確保方策による確保量	30	134	15	61	240	30	134	15	61	61	240	240			
	A=②-①	7	39	0	0	46	9	50	0	0	0	0	59	59		
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	B=A+③	7	39	0	0	46	9	50	0	0	0	0	59	59		

	令和6年度							
	1号		2号		3号		計	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳		
①	量の見込み	21	84	15	61	181		
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	30	134	15	61	240		
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0		
	認可外保育施設	0	0	0	0	0		
②	確保方策による確保量	30	134	15	61	240		
	A=②-①	9	50	0	0	59		
③	O	0	0	0	0	0		
	B=A+③	9	50	0	0	59		

【課題等】

全ての認定区分において、量の見込みの確保はなされています。人口減少により3～5歳児の確保量は過大ですが、0歳児、1歳児、2歳児の確保量に余裕がないことなどから、教育・保育施設のあり方について検討し、量の見込みに対する適切な確保を行う必要があります。

第6章 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各年度における各事業の量の見込み（今後の利用希望）及び提供体制の確保の内容・実施時期を定めます。（各事業の表中、利用状況は令和5年度の実績を記載しています。）

1 利用者支援に関する事業

①こども家庭センター型

湧別町事業	子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点 こども家庭センター
事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたって保護者等からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う事業です。
確保方策と考え方	本町では、子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関わる様々な相談を受けるなど、利用者支援事業としての対応を行い、利用者のニーズに対応した支援を行います。 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」をそれぞれ設置してきましたが、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいることから、両機能を組織として一体的に運営し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るため、令和9年度までに「こども家庭センター」の整備に取り組みます。

（単位：実施か所数）

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	—	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

第3期（決定）

②妊婦等包括相談支援事業型

湧別町事業	伴走型相談支援事業
事業概要	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援を行う事業です。
確保方策と考え方	量の見込みは、出生数見込×面談見回数3回としています。 供給量の確保は、子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）で実施します。

（単位：延べ相談組数）

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	105	105	105	105	105
②確保方策	—	105	105	105	105	105
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

湧別町事業	延長保育事業
事業概要	保育の必要性の認定（標準時間・短時間認定）を受けた児童について、通常の利用日における利用時間帯以外の時間において引き続き保育を実施する事業です。
確保方策と考え方	本町では、午前7時30分から午後6時30分の11時間を開所する施設が3施設あり、ニーズ調査では、保育開始時刻と、保育利用時間が、保護者のニーズを満たしているため、保育短時間認定児童を対象に、施設の開所時間内で保育を利用できる延長保育を提供する体制を確保します。

（単位：年間実利用者数（か所数））

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40 (3か所)	42	40	39	36	36
②確保方策	—	50 (3か所)	50 (3か所)	50 (3か所)	50 (3か所)	50 (3か所)
③過不足 (②-①)	—	8	10	11	14	14

第3期（決定）

3 放課後児童健全育成事業

湧別町事業	放課後児童クラブ						
事業概要	護者が就労、疾病その他の理由により家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です						
確保方策と考え方	本町では、児童センター2か所で事業を実施しています。 量の見込みは、ニーズ調査及び過去の実績により設定しています。確保方策は、現行施設に加え、芭露学園校区内で提供できる体制を確保します。						
(単位：年間実利用者数（か所数）)							
		利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (低学年)	1年生	80 (2か所)	20	26	24	25	19
	2年生		21	22	27	24	25
	3年生		17	24	21	25	24
量の見込み (高学年)	4年生		8	19	19	14	20
	5年生		6	9	11	12	10
	6年生		8	10	8	10	12
①量の見込み(合計)	80 (2か所)	80 (2か所)	110 (3か所)	110 (3か所)	110 (3か所)	110 (3か所)	110 (3か所)
②確保方策	—	80 (2か所)	110 (3か所)	110 (3か所)	110 (3か所)	110 (3か所)	110 (3か所)
① -②	—	0	0	0	0	0	0

4 子育て短期支援事業

湧別町事業	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
確保方策と考え方	量の見込については、ニーズ調査の結果に基づき算定しています。 町内で事業実施可能な施設がないため、確保方策を示すことはできませんが、利用希望に応じて、ニーズに対応するよう努めます。

(単位：年間延べ利用者数)

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	12	12	12	12	12
②確保方策	—	—	—	—	—	—
③過不足 (②-①)	—	—	—	—	—	—

5 乳児家庭全戸訪問事業

湧別町事業	新生児・乳児・産婦訪問
事業概要	生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児や母親の心身の状況等を把握し、子育て情報の提供や育児不安等に関する相談や指導を行っています。
確保方策と考え方	本町では、生後2か月までの乳児がいる家庭を保健師が全戸訪問しています。量の見込は各年度で見込んだ〇歳児数としました。確保方策は、現状の体制で適切に実施可能です。

(単位：年間訪問人数)

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	39	35	35	35	35	35
②確保方策	—	35	35	35	35	35
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

①養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

湧別町事業	養育支援訪問事業 要保護児童対策地域協議会
事業概要	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童やその保護者支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。
確保方策と考え方	量の見込み及び確保方策については、過去の支援実績から算出しています。

(単位：支援した家庭の数（会議回数）)

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2家庭 (会議1回)	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)
②確保方策	—	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)	2家庭 (2回)
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

第3期（決定）

②子育て世帯訪問支援事業

湧別町事業	子育て世帯訪問支援事業
事業概要	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、これらの家庭を訪問し、家事、育児等を支援する事業です。
確保方策と 考え方	量の見込みは、過去の支援実績から算出しています。 確保方策は、町内の事業者に業務委託することにより供給量を確保します。

（単位：支援した家庭の数（会議回数））

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2家庭	2家庭	2家庭	2家庭	2家庭	2家庭
②確保方策	—	2家庭	2家庭	2家庭	2家庭	2家庭
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

7 地域子育て支援拠点事業

湧別町事業	子育て支援センター
事業概要	公共施設や保育所、認定こども園、児童センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業です。
確保方策と 考え方	量の見込み及び確保方策については、過去の支援実績から算出しています。 現状の体制を継続することにより、供給量を確保することが可能です。

（単位：延べ利用人数（か所数））

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1, 329 (1か所)	900 (1か所)	900 (1か所)	900 (1か所)	900 (1か所)	900 (1か所)
②確保方策	—	2, 950 (1か所)				
③過不足 (②-①)	—	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)

第3期（決定）

8 一時預かり事業

①幼稚園型

湧別町事業	一時預かり事業（幼稚園型）
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、主として幼稚園や認定こども園の教育認定を受けたこどもを対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、当該施設にて一時的に預かる事業です。
確保方策と考え方	量の見込みは、ニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。 町内の教育・保育施設で供給量を確保します。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(1) (1号認定)	279	240	240	240	240	240
量の見込み(2) (その他)	205	180	180	180	180	180
①量の見込み (1)+(2)	—	320	320	320	320	320
②確保方策	—	320 (1か所)	320 (1か所)	320 (1か所)	320 (1か所)	320 (1か所)
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

②一般型、余裕活用型

湧別町事業	一時保育事業（一般型、余裕活用型）
事業概要	保護者の断続的・短時間就労等により、一時的に保育が必要な児童及び保護者の傷病等により、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育する事業です。
確保方策と考え方	量の見込みと確保方策は、ニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。 町内の教育・保育施設で供給量を確保します。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	590 (2か所)	300	300	300	300	300
②確保方策	—	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)
③過不足 (②-①)	—	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

第3期（決定）

9 病児保育事業

湧別町事業	病児・病後児保育事業
事業概要	児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業並びに保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において、緊急的な対応を図る事業です。
確保方策と考え方	量の見込みについては、ニーズ調査の結果に基づき算定しています。 町内で事業実施可能な施設がなく、人員配置などに課題があるため、確保方策を示すことはできませんが、利用希望に応じて、ニーズに対応するよう努めます。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	200	200	200	200	200
②確保方策	—	—	—	—	—	—
③過不足 (②-①)	—	—	—	—	—	—

10 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

湧別町事業	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（こどもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。
確保方策と考え方	量の見込みについては、ニーズ調査の結果に基づき算定しています。 町内では援助を行う提供会員の確保が困難であるため、確保方策を示すことはできませんが、利用希望に応じて、ニーズに対応するよう努めます。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	200	200	200	200	200
②確保方策	—	—	—	—	—	—
③過不足 (②-①)	—	—	—	—	—	—

1 1 妊婦に対して健康診査を実施する事業

湧別町事業	妊婦一般健康診査事業
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
確保方策と考え方	量の見込みは、各年度で見込んだ出生見込数×1人あたり14回（1人あたり受診回数の最大可能回数）としてそれぞれ算出しました。 確保方策については、現状の体制で適切に受診が可能です。

(単位：年間利用人数（受診回数）)

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	370	490	490	490	490	490
②確保方策	—	490	490	490	490	490
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

1 2 産後ケア事業

湧別町事業	産後ケア事業
事業概要	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
確保方策と考え方	量の見込みは、各年度で見込んだ出生見込数、事業実績から算出しました。 訪問型により、供給量を確保し、近隣の医療機関でのデイサービス型の実施体制の整備に努めます。

(単位：年間延べ利用回数)

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	15	15	15	15	15
②確保方策	—	15	15	15	15	15
③過不足 (②-①)	—	0	0	0	0	0

第3期（決定）

13 乳児等通園支援事業

湧別町事業	こども誰でも通園制度
事業概要	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所、認定こども園を柔軟に利用できる事業です。
確保方策と考え方	量の見込みは、各年度で見込んだ出生見込数、教育・保育ニーズから算出しています。町内教育・保育施設で供給量を確保します。

（単位：1日利用人数）

	利用状況	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み ○歳児	—	3	3	3	3	3
1歳児	—	1	1	1	1	1
2歳児	—	0	0	0	0	0
②確保方策 ○歳児	—	3	3	3	3	3
1歳児	—	1	1	1	1	1
2歳児	—	0	0	0	0	0
③過不足 (②-①) ○歳児	—	0	0	0	0	0
1歳児	—	0	0	0	0	0
2歳児	—	0	0	0	0	0

14 実費徴収に係る補足給付を行う事業

湧別町事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する経費などを助成する事業です
確保方策と考え方	本町では、給付対象児童の保護者に、物品等の費用について補助を行います。

15 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

湧別町事業	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
事業概要	地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業です。
確保方策と考え方	本町では、既に実施している事業の状況等を勘案し、必要に応じ対応について検討します。

第7章 教育・保育施設等について

1 教育・保育施設等の整備について

（1）今後の施設整備の方向性

本計画の進捗状況に基づき、教育・保育施設の供給量が不足する地域においては新たな施設整備を実施する必要がありますが、これまで待機児童解消、低年齢児の受け皿確保などのための施設整備を計画的に実施してきた結果、供給量は充足している状況であります。

一方で築年数が耐用年数を大きく超過している施設があることから、安全安心な保育環境を将来にわたって維持するため、計画的な施設の更新、緊急度に応じた老朽化対策が必要となります。

（2）具体的な取組

○ 老朽化している施設の更新

湧別町立芭露保育所は、築年数が耐用年数を超過しているため、改築に向けた施策に取り組みます。

○ 施設の老朽化対策

安全で安心な幼児期の教育・保育環境を維持するため、老朽度や施設の状態等に応じて、改修、改築等の施策を検討します。

2 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

幼児期の教育と保育を一体的に提供する施設として、本町には2か所の認定こども園が設置されています。

認定こども園は、教育と保育が一体的に提供されるため、家庭の就労状況にかかわらず柔軟に子どもの受け入れができるため利用しやすく、また、子どもにとっても一貫した学びの場となります。

子どもの発達段階や個々のニーズに応じた幼児期の教育や保育、療育を十分に提供できるよう、町内幼児・教育保育施設の各種研修への参加奨励など、関係職員の資質の向上に努めます。

また、乳児期から義務教育学校就学前まで、教育・保育や発達の連續性を考慮するとともに、義務教育学校への円滑な接続が行えるよう、「湧別町こども園、保育所、小学校交流会」「生徒指導連絡課会議」等において、関係機関との連携を図るほか、特別な支援を必要とする子どもや、障がいのある子どもについては、教育委員会、教育・保育施設、小学校などとの連携を図りながら、適切な支援・教育となるよう努めます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付は、保護者が支払う保育料や教育費の一部、又は全額が公的に支給されることで、家庭の負担を軽減する制度であり、親の就労状況や子どもの年齢などに応じて提供されます。

給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保のほか、子育て家庭が安心して施設等を利用するため、スムーズに給付を受けられるよう申請手続きの利便性向上に努めます。

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

（1）湧別町保健医療福祉協議会

本計画を着実に推進していくために、「湧別町保健医療福祉協議会」の「子育て部会」で、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握とともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。また、必要に応じ計画の見直しなどを含めた検討も行います。

（2）関係者の連携・協働

教育・保育施設等との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等、町と事業者、事業者間の連携・協働を推進します。

2 計画の点検・評価・改善

（1）各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

（2）計画の見直し

中間年における計画の見直し 中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

資料編

1 湧別町保健医療福祉協議会設置条例

湧別町保健医療福祉協議会設置条例

平成26年9月19日

条例第13号

改正 平成31年3月8日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

- (1) 湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 公募町民
- (4) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参与し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、原則公開する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成31年3月8日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 湧別町保健医療福祉協議会委員名簿（子育て部会名簿）

所 属 機 閣 名	職 名	氏 名
湧別町民生委員協議会	会 長	協議会会长 後藤 哲司
湧別町社会福祉協議会	会 長	協議会副会長 刈谷 一郎
公私連携幼保連携型 認定こども園みのり	園 長	部会長 古川 宏道
湧別町社会教育委員	委 員	副部会長 平野 寿雄
湧別町P T A 連合会	会 長	部会員 山口 有希
湧別町商工会	事務局長	" 猪熊 広樹
湧別町農業協同組合	参 事	" 小幡 敏
湧別町青少年健全育成町民会議	議 長	" 神尾 一明
公募委員	委 員	" 石田 紀子

3 計画策定経過

開催日	会議等
令和6年12月 6日	令和6年度第1回湧別町保健医療福祉協議会
令和6年12月24日	湧別町保健医療福祉協議会 子育て部会 (令和6年度第1回)
令和7年 1月14日	湧別町保健医療福祉協議会 子育て部会 (令和6年度第2回)
令和7年 1月27日	湧別町保健医療福祉協議会 子育て部会 (令和6年度第3回)
令和7年 3月19日	令和6年度第2回湧別町保健医療福祉協議会